

エドマンド・バークとアメリカ革命（上）

エドマンド・バークとアメリカ革命（上）

岸 本 広 司

Edmund Burke and the American Revolution (Part I)

Hiroshi Kishimoto

Summary

Edmund Burke supported the American colonists before the Revolution, notwithstanding the “conservatism” of his beliefs. He served as agent for the New York Assembly from 1770 to 1775 and did everything in his power to prevent the outbreak of hostilities, by reconciling British sovereignty and American liberty. On April 19, 1774, Burke delivered his *Speech on American Taxation*, in which he spoke in support of a motion for the repeal of the Tea Duty. Then, Burke gave his *Speech on Conciliation with America*, on March 22, 1775, when political tension was at its highest point, and when already the quarrel between Great Britain and her colonies had drifted to the verge of war. This speech has been studied and admired as a masterpiece of oratory. In this paper, I examine principally the political thought of Burke in the two *Speeches on America*.

Key words : Edmund Burke, American Revolution, *Speech on American Taxation*, *Speech on Conciliation with America*.

Received Sept. 29, 1993

本稿は、エドマンド・バーク (Edmund Burke, 1729—97) のアメリカ革命論を考察したものである。筆者は、現在、政界登場後のバークが若い時期に形成した政治思想を現実の政治の闘争場裡でいかに展開し、いかに深化させていったかを伝記的考察をも交えながら研究し

ている。本稿は、これまでの筆者の論稿（「パークの政界登場とロッキンガム派弁護論（I）～（III）」本誌、第22～24集），「ウィルクス事件とパークの『現在の不満』（上）・（下）」同、第25・26集）に続くものであり、パークの政治思想研究に関する筆者の全体計画の一部を成すものである。

一 ノース内閣のアメリカ政策

イギリス政界に入って5年目を迎えた41歳のパークは、単に政治家・雄弁家としてばかりか、野党ロッキンガム派の理論的指導者としても、さらには党派の枠を超えた政治哲学者としても知られるようになった。しかしパークは、ロッキンガム派内やイギリス政界で重きをなすにつれて、政敵からしばしば非難され中傷されるようにもなった。こうした政敵からの非難・中傷に対しては、パークは通常無視あるいは黙殺という姿勢をとった。というのも明確な反証がない場合に、反論や自己弁護を行えば、却って誹謗・中傷を広める結果になると考えていたからである⁽¹⁾。もっとも、『現在の不満』が刊行される数日前の『ロンドン・イーヴニング・ポスト』(London Evening Post) に、パークの出自・家族・宗教・性格・教育等々、旧友シャクルトンの手によるパークのプライバシーを暴く内容の記事が掲載された⁽²⁾時、彼の心がそのことでかなり煩わされたことは事実である⁽³⁾。しかしそれは一時的であったし、またその種の記事が新聞紙上に現れたということ自体が、裏を返せば、パークの才能や実力が世間で認められ、彼に関する情報が広く求められていたことを示す証左でもあった。

『現在の不満』が刊行されて8カ月後の70年12月、パークはニューヨークの州議会でニューヨーク植民地のロンドン代理人（agent）に選出された。年報酬500ポンドのこの仕事は、ニューヨーク植民地の権益を守るために、主として州議会の制定した法律を本国の通商委員会に伝達して、その内容を説明するところにあった⁽⁴⁾。パークが満場一致で代理人に選ばれたのは、印紙法撤廃に際して見せた植民地に対する彼の深い同情心がニューヨークの植民地人に強い感銘を与えたからであった。「アメリカ植民地の代理人に選ばれたということは、民衆が貴方を公的に認めた証拠です。だからそれは、1人の人物から与えられるどのような恩顧よりもはるかに喜ばしいものです⁽⁵⁾」と、C. オハラはパークに書き送っている。パークはこれまでの政治活動から、イギリス本国のみならず、アメリカ植民地でもすでにその名を知られる存在になっていたのである。

代理人の仕事は75年まで続いた。その間、パークがアメリカ植民地のためにどのような弁護論を展開したかは後ほど詳しく見ていくであろう。ところで、この時期のパークの経験として見過ごすことができないのは、73年1月から3月にかけてのフランス旅行である。この旅行の目的は全く私的なもので、ウェストミンスター・スクールを卒業し、オックスフォード大学のクリスト・チャーチの入学試験に合格したばかりの14歳の息子リチャードに、パリ南東100マイルのオセール (Auxerre) にある知人の家に1年間寄宿させて、将来のために

エドマンド・バークとアメリカ革命（上）

フランス語を学ばせようとしたのであった⁽⁶⁾。そこでバークは、リチャードとその家庭教師である T. キングを伴って渡仏したが、我々にとって重要なのは、バークがオセールに行く前後のパリ滞在中に⁽⁷⁾、デファン夫人やレスピナス嬢のサロンで文人や学者たちと接触したことであり、いま 1 つは、ヴェルサイユ宮殿に国王一家を表敬訪問したことである。バークは前者の文人や学者たちから当時のフランス知識人の急進主義的で無神論的傾向を看取し、後者からは、フランス王室そのものの中に、伝統的なフランス文化の精神と感性が体現されていることを見て取った。こうした経験はバークに強烈な印象を残し、それらはやがてフランス革命批判の中でさまざまな形で表現されていく。我々はその一例として、17年後の『フランス革命の省察』(*Reflections on the Revolution in France, 1790*) から、マリー・アントワネットを描写した次の有名な一節を引き出すことができよう。

「私が当時皇太子妃だったフランス皇后にヴェルサイユで拝謁したのは、かれこれ 16, 7 年前のことである。確かにこの地球に——彼女はそこに触れているとも見えなかつたが——、これに勝る喜ばしい姿が輝いたことはなかつた。私は、彼女が今やまさに歩み入らんとする高き所に美を添え、活気を与えつつ、心なし地平線の上方にあるとお見受けした。彼女は、あたかも明けの明星の如く生命と光輝と喜びに満ちてきらめいていた。ああ、何たる革命であろう。あの上昇とあの没落とを何の感懷もなしに眺めるしたら、私の心情とはそもそも何ものたるべきものだろう。熱烈に、遠くから丁重極まる愛を受ける称号に加えて、尊敬を受ける称号を彼女が受けた時にも、私は、その彼女がよもや汚辱に対する鋭い解毒剤を密かにその胸に抱かねばならぬ境地に陥ろうとは夢想だにしなかつた。婦人に懲懃な人々の國、名譽と騎士道を尊ぶ人々の國にあって、そうした災厄が彼女の上に下るのを生きて見ようとは夢思わなかつた。彼女に対する侮辱の脅威が警見されただけでも、1 万もの剣が抜き放たれて復讐に閃くものと私は信じていた。しかし、騎士道の時代は過ぎ去つた。詭弁家、守銭奴、計算屋の時代がそれに続く。ヨーロッパの栄光は永遠に消え失せた。身分と女性に対するあの高雅な忠節、あの誇り高い服従、あの尊厳な信従、心情のあの恭順——奴隸の身分にあってすら、一種格調高い自由の精神を生々と保たせた事ども——はもはや決して、決して見られないであろう。金銭で購われたのではない生命の気品、廉価な国防、人間的感情と英雄的行動の搖籃、これらも過ぎ去つた。原理に対するあの感受性、名譽を重んずるあの廉直さ——1 つの汚点すら傷と感じたもの、凶暴さを矯めつつ、しかも勇気を鼓舞したもの、およそ自らの手に触れるものすべてを気高くさせたもの、悪徳に対してすらあらゆる粗野を捨てさせて、その害毒の半分を失わしめたもの——はことごとく消え去つてしまつたのである⁽⁸⁾。」

バークがフランスから帰国したのは 73 年 3 月のことである。その翌年の 74 年 9 月 30 日、国王ジョージ 3 世は突然議会を解散した。この時バークは、ヴァーニ伯の所有するポケット選挙区ウェンドーヴァー選出の議員として 2 期目を務めていたが、ヴァーニは経済的理由から

ウェンドーヴァーを手放し、そのためバークは他の選挙区を探さねばならなくなつた。紆余曲折を経た後、彼はブリストルの商工業者から立候補の要請を受け、約1カ月間の激しい選挙戦の末、74年11月3日に当選した。定員2名のうち第2位であり、しかも落選者との票差、251という辛勝であった。しかしロンドンに次ぐ大都市であるブリストル市から選出されたということは、バークの実力が認知されたことを如実に示すものであり、バークにとってはこの上なく名誉なことであった。「私はこれまでの中で最も長期にわたる、また最も激しい選挙戦を戦い、251票差で当選しました。……ここは王国第2の都市です。私の方からは何のお願いもしていないのに出馬を要請され、公共心に富む紳士たちに多大の出費と苦労をおかけして選出されました。これは大変名誉なことです⁽⁹⁾」とバークは姉に伝えている。我々はバークのブリストルからの出馬とそこからの選出の経緯について、また政治思想史上つとに有名なブリストル演説とその意義について、別稿にて詳しく論じようと思う。バークのブリストル選出は、バーク個人にとっても、政治思想史的にも極めて大きな意味を持っているのである。

さて、こうしてバークは『現在の不満』を刊行して5年あまりの間に、ニューヨーク植民地の代理人、フランス旅行、ブリストルからの選出といった重要な経歴を順次重ねていった。ところで、バークがこのような経歴を重ねていた頃、時の内閣は言うまでもなくノースに率いられたそれであった。すなわちノースは、ウィルクス事件をめぐる激しい政府批判の中でグラフトン内閣が退陣すると、70年1月末に後継内閣を組織したのであった。フレデリック・ノース卿は、イートン校とオックスフォード大学のトリニティ・カレッジを卒業し、英國貴族の子弟の例に洩れずヨーロッパ大陸巡遊旅行をした後、1754年に22才で下院議員、59年にニューカスル公の推薦で財務委員、66年にグラフトン内閣の支払総監、翌年タウンゼンドの死後その後を襲って大蔵大臣となった。しかし若い頃のノースは目立った存在ではなく、上のようないくつかの役職を歴任しながらも、何ら際立った業績を上げることはなかった。しかもノースは独特の風貌の持ち主で、ウォルポールによれば、「外観で人を判断する者は、ことごとく彼に不快感を覚えた⁽¹⁰⁾」のであった。けれども、彼は明敏であったばかりか機知とユーモアをも兼ね備え⁽¹¹⁾、雄弁家とは言えなかったものの、当意即妙の答弁で人を魅了する「討論のこの上なき名手⁽¹²⁾」であった。そしてこのような性格や才能にも助けられて、彼は大蔵大臣となった67年以降、とりわけ国王の意を受けてウィルクス追放の中心人物となった68年以降、下院における与党の指導者としてその地位を揺るぎなきものとしたのである⁽¹³⁾。

ジョージ3世の厚い信頼と、「国王の友」を中心とする議会多数派の支持を受けて成立したノース内閣は、発足当初こそは野党からの激しい攻撃に晒されたが、野党ロッキンガム派とチャタム派が反目し合う間に急速に安定し、しかも70年11月にグレンヴィルが、翌年1月にはベッドフォードが他界すると、グレンヴィル派とベッドフォード派の者をも取り込んで、以後第2次ロッキンガム内閣が成立する82年3月までの12年間、稀に見る安定した長期政権を維持した。しかし国王と下院の双方から信任されたノースも、実のところ「ジョージ3世

エドマンド・バークとアメリカ革命（上）

の単なる代弁者⁽¹⁴⁾」でしかなく、それゆえノースが政権の座にあった12年間、事実上の首相は国王であった。そしてこの12年の間に、「イギリス史上最大の暗黒時代の恥辱⁽¹⁵⁾」と言われる歴史的大事件、すなわちアメリカ独立戦争が勃発し、本国と植民地との間で激しい戦いが繰り広げられたのである。

ノース内閣のアメリカ植民地政策としてまず最初に見ておくべきは、茶条項を除いたタウンゼンド歳入法の撤廃であろう。すなわち、ガラス・鉛・ペンキ・紙・茶などに輸入関税を課した1767年制定のタウンゼンド歳入法は、植民地側だけでなく本国の商工業者たちにも極めて不評であった。そこでノースは、グラフトン政権時代の閣議決定に従って、70年4月12日、タウンゼンド歳入法を茶税を除いて撤廃した。茶税を残したのは、他の品目はことごとくイギリス製品であり、それらからの税収入は僅かしかなかったのに対して、茶税は毎年11,000から12,000ポンドの国庫収入をもたらすばかりか、茶そのものは植民地で生産されることがなく、植民地の製造業もそれによって刺激されることもないと考えたからである。そしてもし歳入法すべてを全面的に撤廃すれば、本国が植民地側の抵抗に屈したということになり、今後の植民地統治に重大な悪影響を及ぼすことになると懸念されたからである。したがってノース内閣は、茶条項を残すことによってイギリス本国の優越性、つまり課税権は本国議会にあるということを明確に示そうとしたのであった⁽¹⁶⁾。

タウンゼンド歳入法が部分撤廃されて後の約3年間、本国と植民地との関係は比較的平穏で、一般に「静穏の時期」(period of quiescence)と言われる小康状態を保つことになった。しかし、本国に対する植民地側の不信感や反抗心が全くなくなったわけではなく、本国と植民地との間では根深い対立を示す小競り合いが幾つかあった。例えば、タウンゼンド歳入法の撤回案がノースによって議会に上程された同じ日の70年3月5日、駐留イギリス軍とボストン市民とが衝突し、市民の間から5名の死者と6名の負傷者がいるという、いわゆる「ボストンの虐殺」(Boston Massacre)が起こっている⁽¹⁷⁾。また72年の6月には、本国の密貿易監視船ガスピー号が怪しい船を追跡中に、ロードアイランドのプロビデンス沖で暗礁に乗り上げるや、植民地人がガスピー号を襲って乗組員を捕え、船を焼き払うという「ガスピー号事件」(Gaspee Affair)が発生している⁽¹⁸⁾。こうした植民地人の行為に対して、本国政府は強硬措置の必要を感じ、直ちに調査委員会を現地に派遣して犯人捜査に乗り出した。しかし、政府当局のこのような措置は植民地人を憤慨させただけであった。そして本国政府に対する植民地側の不信や反感はその後も消え去ることなく、むしろ一層募るような形で、72年11月、植民地人の権利についての見解を表明し、それを諸タウンに伝達し、また他のタウンに同様な意見を表明するよう勧めるために、S.アダムズの提唱でボストンに通信委員会(Committee of Correspondence)が組織され⁽¹⁹⁾、さらに73年3月には、本国の圧制に抵抗するために、各植民地間の連絡を保つとともに、イギリスに関する情報を相互に交換する目的で、植民地間通信委員会(Inter-Colonial Committees of Correspondence)の設置がヴァージニア植

民地議会で提案されたのであった⁽²⁰⁾。そして73年5月10日、ノース内閣が茶法を可決するに及んで、それまでかろうじて保たれていた小康状態も終焉し、植民地における反英運動は一気に加速するに至ったのである。

茶法 (Tea Act) とは、東インド会社がイギリスに滞貨していた1,700万ポンドもの莫大な茶の一部を、仲買人を通さずにアメリカで独占的に直売する権利を同会社に特許したものである。それは、1つには財政的破綻に瀕していた東インド会社を救うためであり⁽²¹⁾、いま1つは、オランダからのアメリカへの茶の密輸入を阻止するためであった。この法令は、タウンゼンド関税を払ってもなおかつ密輸入した茶よりはるかに廉価な茶を植民地に供給することができ、したがって植民地人は喜んでこの法令を受け入れるであろうと本国政府は考えた。しかし結果は全く反対であった。これによって、植民地の密輸業者や通常の茶業に従事するアメリカ商人の既得権益が脅かされるところから、まず彼らが抵抗の姿勢を示し、さらには一般の民衆までもがこれに反対した。というのも茶法を認めるならば、植民地側がイギリス本国の課税権を承認したことになり、しかも本国議会の一存で本国の特許会社に茶の独占販売権を与え得るというようなことがまかり通るならば、植民地における商業の自由はないに等しく、やがて茶にとどまらず、それ以外の商品も本国の特許会社に独占されることになると思われたからである。そこで植民地人は、東インド会社がアメリカに向けて茶を輸送したという報を聞くや、直ちに茶の陸揚げ阻止の決議を行い⁽²²⁾、主要港でその行動に入った。ニューヨークやフィラデルフィアやチャールストンでは、植民地人の決議が受け入れられて事なきを得た。しかしボストン港では、総督 T. ハチンソンが植民地人の要請を拒んで茶の陸揚げを強行しようとしたために、73年12月16日、ついに一大事件が発生した。モホーク・インディアンに変装した急進分子の一団が、港に停泊中の3隻の船を襲い、342箱15,000ポンドもの茶をことごとく海中に投棄したのである。いわゆる「ボストン茶会事件」(Boston Tea Party) である⁽²³⁾。

この「ボストン茶会事件」は、本国の植民地政策に対する公然たる挑戦であった。この事件によって、本国と植民地との関係は急激に悪化していった。急進派の指導者 S・アダムズは、事件の翌日、植民地人の行為を賞賛するとともに、本国と植民地との間の爾後の推移を予言するかのように、自らの日記にこう記した。「昨夜、3隻の茶の積荷が海に投げ込まれた。これは最高に素晴らしい行為である。愛国者たちの努力には威厳と崇高さがあり、私はそれを最大限に讃め称える。……この茶の投棄は実に大胆で、不撓不屈、敵を恐れぬ断固たる行為である。それは、重要かつ永続的な意義を有しているに違いなく、そのため私は、この一件を歴史上画期をなすものと考えざるを得ない。しかしこれは、単に〔東インド会社の〕財産を襲っただけである。民衆が同様の力を發揮すれば、今度は死者が出るかもしれない」である⁽²⁴⁾。」

アダムズの賞賛にも拘らず、この茶の投棄事件は野蛮な暴力行為として植民地内でも批判

エドマンド・バークとアメリカ革命（上）

された⁽²⁵⁾。本国イギリスでは非難の声は一層大きく、74年1月19日に事件の報がロンドンに届くと、直ちに激しい怒りの声が湧き起こった。それは政府筋の者ばかりか、野党の者においても同様であった。例えばロッキンガムは、1月30日付のバーク宛書簡でこう述べている。「アメリカ人の行為は正当化できるものではありません。何の得にもならない彼らの愚かな挑発行為は、徹底的に非難されるべきです⁽²⁶⁾。」そして植民地の最も良き理解者であったチャタムでさえ、シェルバーンに次のような書簡を送っているのである。「茶の積荷に対してなされた暴力行為は、疑いもなく犯罪であります。もしアメリカ人の激情や野蛮な要求を受け入れるようなことをすれば、それは決して彼らに対する真の思いやりとはならないでしょう。彼らは、市民社会で最も欠くことのできない義務を明らかに犯しました。私は、ボストン市は東インド会社の私有財産を侵害した償いをする義務があると思います。私の考えでは、これは明白かつ疑う余地のことなのです⁽²⁷⁾。」

このようにして、「ボストン茶会事件」に対する非難の声は大きかった。もっとも、植民地人の暴力行為を批判し、東インド会社に損害賠償すべきことを主張しながらも、ロッキンガムもチャタムも、アメリカに対して強圧的な報復措置をとることには反対であった⁽²⁸⁾。しかしジョージ3世とノース内閣はそうではなかった。彼らの考えでは、力による強圧策こそが、問題を逸早く、しかも最も効果的に解決する唯一の方法であった。我々は、次の2月4日付国王のノース宛書簡からも、力に頼ろうとする彼らの傾向を幾らかなりとも読み取ることができよう。

「今日、貴公が退出した後、余は在アメリカ軍司令官ゲージ将軍と会っていた。彼は、最近アメリカから戻ってきたばかりであるにも拘らず、植民地人の行動から彼らを規制する抑圧措置の必要性があるならば、直ちに帰任する用意があることを告げに来た。彼の言葉は、意志堅固で誠実なその性格に實にふさわしいものであった。彼は次のように言っている。我々は小羊であるが、彼ら植民地人はライオンである。しかし、もし我々が断固たる措置をとるならば、彼らは間違なく柔軟な存在となろう。4個連隊がボストンに派遣されるならば、いかなる騒乱でも鎮圧することができると。貴公が彼と会って、ボストン市民を服従させる方法に関し、彼の考えを聞くことを望む。實際、今やすべての者は、〔印紙法の撤回を決めた〕1766年の致命的な譲歩が、アメリカ人を年々増長させて、本国に対する服従を全面的に破壊するあの徹底した自立の要求へと駆り立ててしまったと感じているようだ⁽²⁹⁾。」

このようなジョージ3世の意向を受けて、ノースは断固たる措置をとる意向を固めた。すなわち政府は、植民地人に報復するとともに、植民地における本国の権威や威信を回復させるために、74年3月から6月にかけて、一連の「抑圧的諸法」(Coercive Acts)を制定したのである。3月31日の「ボストン港閉鎖法」(Boston Port Act), 5月20日の「マサチューセッツ統治法」(Massachusetts Government Act), 「裁判管理法」(Administration of Justice

Act), 6月2日の「軍隊宿営法」(Quartering Act) がそれである。それらは、「耐え難い諸法令」(Intolerable Acts) と呼ばれたほどに、植民地にとって苛酷な規定であった。まずボストン港閉鎖法は、ボストン市が東インド会社に与えた茶の損害を賠償するまで同港を閉鎖することを定め⁽³⁰⁾、マサチューセッツ統治法は、通信委員会の反英運動を抑えるために、これまで半王領植民地組織であったマサチューセッツの政治組織を改めて、国王の統制のきく完全な王領植民地とすることを規定している⁽³¹⁾。また裁判管理法は、総督が公平な裁判ができないと認めた場合、裁判を本国裁判所に移管できることを定め⁽³²⁾、軍隊宿営法は、軍政を容易にするために、必要に応じて宿舎や糧食を徴用し得ることを規定しているのである⁽³³⁾。そしてこうした諸法令を効果的に施行するために、先にゲージ将軍がジョージ3世に進言した通り、4個連隊がボストンに派遣されるとともに、ゲージ将軍自身がマサチューセッツ総督の兼任を命ぜられたのであった。

このようにして、植民地側からすれば、まさに「耐え難い諸法令」が僅か2カ月あまりの間に矢継ぎ早に制定された。しかもそれらは、いずれも圧倒的多数で可決された。ちなみに、ボストン港閉鎖法案をめぐる3月23日の委員会審議がほとんど異論なく進められた旨ノースから報告を受けたジョージ3世は⁽³⁴⁾、その日のうちにノースにこう述べた。「ボストン港閉鎖法案に対する反対があまりなく、反対しても意味がなかったということは、実はこの法案がいかに正しいものであるかということを示している⁽³⁵⁾。」しかしながら、これら諸法規が大きな反対もなしに議会を通過したことは事実としても、ジョージ3世やノースはもとより、圧倒的多数の政治家たちが、こうした強圧的な法令によってアメリカの現下の問題も容易に片づくであろうと考えていたのは彼らの完全な過ちであった。これ以降、本国とアメリカとの関係は決定的な破局を迎えていくのであり、そのことは歴史が如実に示している通りである。その意味で、アメリカの現状を正しく把握して、本国と植民地との関係が今後どのように推移していくかを正しく予測できる者はこの時点では極端に少なかった。しかしそのような状況にあって、事態の深刻さを鋭く捉え、政府の強圧策は帝国の結合を強めるどころかむしろそれを解体へと導くものであるとして、ノース内閣の強圧的なアメリカ政策に強く異を唱えた一人がバークであったのである。

注

- (1) Burke to James Boswell (9 February 1786), *The Correspondence of Edmund Burke*, ed. by Thomas W. Copeland et al., 10 vols. (Cambridge: University Press; Chicago: The University of Chicago Press, 1958-78), vol. V, pp.258-59. (以下、Correspondence と略記する。)
- (2) *London Evening Post* (14-17 April 1770), reproduced in *The Early Life, Correspondence and Writings of the Rt. Hon. Edmund Burke*, ed. by Arthur P. I. Samuels (Cambridge: University Press, 1923), pp.402-404.
- (3) この記事が新聞に掲載された経緯、およびそれに対するバークの反応等については、次のバークとシャク

エドマンド・バークとアメリカ革命（上）

- ルトンの書簡を見られたい。Burke to Richard Shackleton (19 October 1766), *Correspondence*, vol. I, pp.270-71; (28 October 1776), *ibid.*, pp.273-75; (19 April 1770), *ibid.*, vol. II, pp.129-31; Richard Shackleton to Burke (28 April 1770), *ibid.*, pp.133-35; Burke to Richard Shackleton (6 May 1770), *ibid.*, pp.135-36. Cf. Stanley Ayling, *Edmund Burke: His Life and Opinions* (London: John Murray, 1988), pp.49-52; Conor C. O'Brien, *The Great Melody: A Thematic Biography and Committed Anthology of Edmund Burke* (Chicago: The University of Chicago Press, 1992), pp.63-67; 中野好之『評伝バーク—アメリカ独立戦争の時代—』（みすず書房, 1977年), 44-47頁参照。
- (4) Cf. *Edmund Burke, New York Agent, with His Letters to the New York Assembly and Intimate Correspondence with Charles O'Hara, 1761-1776*, ed. by Ross J. S. Hoffman (Philadelphia: The American Philosophical Society, 1956), p.19. (以下, *Edmund Burke, New York Agent* と略記する。) 植民地代理人については, Edwin P. Tanner, "Colonial Agencies in England during the Eighteenth Century," *Political Science Quarterly*, vol.XVI, no.1 (March 1901), pp.24-49; Beverley W. Bond, Jr., "The Colonial Agent as a Popular Representative," *ibid.*, vol.XXXV, no.3 (1920), pp.372-92が詳しい。
- (5) Charles O'Hara to Burke (11 July 1771), *Edmund Burke, New York Agent*, p.493.
- (6) Burke to the Marquis of Rockingham (7, 10 January 1773), *Correspondence*, vol.II, p.409. Cf. Vincent C. Buscareno, "Richard Burke Jr.: His Relationship with his Father, Edmund Burke, and their Joint Efforts in Behalf of the Irish Catholics, 1790-1793," Ph. D. dissertation, St. John's University, 1972, p.15.
- (7) バークがパリに滞在したのは, 73年1月16日から27日までと, 2月2日から3月1日までの約40日間であった。
- (8) Burke, *Reflections on the Revolution in France*, 1790, in *The Writings and Speeches of Edmund Burke*, ed. by Paul Langford et al., 12 vols. (Oxford: Clarendon Press, 1981-), vol.VIII, pp.126-27. (以下, *Writings and Speeches* と略記する。) 半沢孝麿訳『フランス革命の省察』〈『エドマンド・バーク著作集』(3)〉(みすず書房, 1978年), 96-97頁。
- (9) Burke to Mrs. Juliana French (2 November 1774), *Correspondence*, vol.III, pp.73-74.
- (10) Horace Walpole, *Memoirs of the Reign of King George the Third*, ed. by G. F. Russell Barker (London: Lawrence & Bullen, 1894), vol.IV, p.52.
- (11) *Ibid.* p.53.
- (12) Edward Gibbon, *Memoirs of My Life and Writings*, in *The Miscellaneous Works of Edward Gibbon*, ed. by Lord Sheffield (New York : AMS Press, 1971), vol. I, p. 221.
- (13) ノースの人柄や経歴等については, 差し当り次のものを参照されたい。Clive Bigham, *The Prime Ministers of Britain, 1721-1921* (London: John Murray, 1922), pp.127-37; W. Baring Pemberton, *Lord North* (London: Longmans Green & Co., 1938); John Cannon, "Lord North," in Herbert V. Thal (ed.), *The Prime Ministers: Sir Robert Walpole to Sir Robert Peel* (London: George Allen & Unwin Ltd., 1974), vol.I, p.169-82; Peter D. G. Thomas *Lord North* (London: Allen Lane, 1976); Lewis B. Namier and John Brook (eds.), *The History of Parliament: The House of Commons, 1754-1790* (London: HMSO, 1964), vol.III, pp.204-12.
- (14) Joh R. Green, *A Short History of the English People*, Everyman's Library (London: J. M. Dent & Sons Ltd., 1960), vol.II, p.723.
- (15) *Ibid.*, p.724.

- (16) Cf. John C. Miller, *Origins of the American Revolution* (Stanford, Calif.: Stanford University Press, 1959), pp.278-80; Peter D. G. Thomas, *The Townshend Duties Crisis: The Second Phase of the American Revolution, 1767-1773* (Oxford: Clarendon Press, 1987), pp.161-79. ジョージ3世も、茶税を本国議会の優越性を示すシンボルと看做していた。The King to Lord North (11 September 1774), *The Correspondence of King George the Third from 1760 to December 1783*, ed. by Sir John Fortescue (London: Macmillan, 1927-28), vol.III, p.131. Cf. Peter D. G. Thomas, "George III and the American Revolution," *History*, vol.LXX (February 1985), p.28.
- (17) *Annual Register*, 1770, Part I, pp.211-15; *English Historical Documents*, vol.IX : *American Colonial Documents to 1776*, ed. by Merrill Jensen (London: Eyre & Spottiswoode, 1955), pp.745-53. Cf. Ian R. Christie and Benjamin W. Labaree, *Empire or Independence, 1760-1776: A British-American Dialogue on the Coming of the American Revolution* (New York: W. W. Norton & Co., 1976), pp.130-43; Robert Middlekauff, *The Glorious Cause: The American Revolution, 1763-1789* (Oxford: Oxford University Press, 1982), pp.203-207.
- (18) Cf. Miller, *op. cit.*, pp.325-29; Thomas, *The Townshend Duties Crisis*, pp.225-26.
- (19) *English Historical Documents*, vol.IX, pp.762-63. Cf. Edmund S. Morgan, *The Birth of the Republic, 1763-89* (Chicago: The University of Chicago Press, 1956), p.57; 有賀 貞『アメリカ革命』(東京大学出版会, 1988年), 86頁参照。
- (20) *English Historical Documents*, vol.IX, pp.763-64. Cf. Morgan, *op. cit.*, p.58.
- (21) 当時、東インド会社がいかに財政的危機に瀕していたかは、Lucy S. Sutherland, *The East India Company in Eighteenth-Century Politics* (Oxford: Clarendon Press, 1952), Chaps. VII~IXが詳しい。
- (22) 例えば、73年11月29日の“New York Sons Liberty Resolutions on Tea”を参照されたい。*Documents of American History*, 6th edn., ed. by Henry S. Commager (New York: Appleton-Century-Crofts, Inc., 1958), vol.I, p.70.
- (23) この事件の詳細は、Cf. Christie and Labaree, *op. cit.*, pp.169-82; Miller, *op. cit.*, pp.346-49.
- (24) *Diary and Autobiography of John Adams*, ed. by Lyman H. Butterfield (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1962), vol.II, pp.85-86.
- (25) Cf. Arthur M. Schlesinger, *The Colonial Merchants and the American Revolution, 1763-1776* (New York: Frederick Ungar Publishing Co., 1957), pp.298-99; Idem, *Prelude to Independence: The Newspaper War on Britain, 1764-1776* (New York: Alfred A. Knopf, 1958), pp.181-82.
- (26) The Marquis of Rockingham to Burke (30 January 1774), *Correspondence*, vol.II, p.516.
- (27) The Earl of Chatham to the Earl of Shelburne (20 March 1774), *Correspondence of William Pitt, Earl of Chatham*, ed. by W. S. Taylor and J. H. Pringle (London: John Murray, 1838-40), vol.IV, pp.336-37.
- (28) The Marquis of Rockingham to Burke (30 January 1774), *Correspondence*, vol.II, p.516; The Earl of Chatham to the Earl of Shelburne (20 March 1774), *Correspondence of Chatham*, vol.IV, pp.336-38.
- (29) The King to Lord North (4 February 1774), *Correspondence of George III*, vol.III, p.59.
- (30) *Documents of American History*, ed. by Commager, vol.I, pp.71-72; *English Historical Documents*, vol.IX, pp.780-81.
- (31) *Documents of American History*, ed. by Commager, vol.I, pp.72-73; *Sources and Documents illustrating American History*, ed. by Commager, vol.I, pp.72-73.

- trating the American Revolution 1764-1788 and the Formation of the Federal Constitution*, ed. by S. E. Morison (Oxford: Clarendon Press, 1923), pp.100-102; *English Historical Documents*, vol.IX, pp. 781-83.
- (32) *Documents of American History*, ed. by Commager, vol.I, pp.73-74; *English Historical Documents*, vol.IX, pp.784-85.
- (33) *Ibid.*, p.785. なお、「抑圧的諸法」制定の経緯やその内容等の詳細は, cf. Miller, *op. cit.*, pp.353-76; Christie and Labaree, *op. cit.*, pp.183-96; Bernard Donoughue, *British Politics and American Revolution: The Path to War, 1773-1775* (London: Macmillan, 1964), pp.73-104; Robert W. Tucker and David C. Hendrickson, *The Fall of the First British Empire: Origins of the War of American Independence* (Baltimore: The Johns Hopkins University Press, 1982), pp.319-54.
- (34) Lord North to the King (23 March 1774), *Correspondence of George III*, vol.III, pp.82-83.
- (35) The King to Lord North (23 March 1774), *ibid.*, p.84.

二 強圧策批判

バークは、「抑圧的諸法」制定の直接的な引き金となった「ボストン茶会事件」に関連して、1774年2月2日付のニューヨーク通信委員会宛書簡でこう述べている。

「茶を積んだ何隻かの船が、〔陸揚げを拒否されて〕アメリカ各地から帰国したニュースが伝わっています。今のところ、その結果として何らかの措置がとられたとは聞いていません。しかし、議会がこの問題を全く放置するとは思えません。もし貴委員会が必要と考えるならば、本国官庁に対する私の行動に關し、何らかの指示を与えて下さいますと幸せです。私はこの問題について、貴委員会の指図に心から従うつもりでいます⁽¹⁾。」

この書簡からもある程度知り得るように、バークはこの事件に対してもどのような対応をとればよいのか、未だ明確な考えを持っていなかった。むしろこの時点のバークは、多分に傍観的ですらあった⁽²⁾。そのことは、この手紙が出された前日のアメリカ在住の友人宛書簡からも明らかであろう。「アメリカの混乱した現状を考えるのは本当に悲しいことです。しかし、事態をあのような混乱状態へと追いやった過ちは、我々のどのような力によっても正すことはできないでしょうから、この問題についてあまり考えすぎるのは賢明ではありません。考えても何の効果もありませんし、民衆に何の利益も与えないで、ただ我々を不安にするばかりです⁽³⁾。」したがって、3月14日にノースがボストン港を閉鎖する法案を議会に提出しても、バークはそれに対して何らかの行動を直ちにとるということはなかった。バークがこの法案に対して反対の態度を明確にしたのは、当法案の第3読会が行われた3月25日のことである。彼は、「茶会事件」に対する本国人の怒りが激しく、植民地人を規制する「強力な法令が必要になった⁽⁴⁾」という考えが支配的となっている状況の中で、敢えてボストン港閉鎖法案を批判してこう述べた。「当法案ほど心底私を困惑させたものはない。……私はこの法案に全面的に

反対しなければならない⁽⁵⁾」と。

バークによれば、この法案は従来の中でも最も不当かつ最も危険で、しかも全く効果なきものであった。より慎重に審議する必要がある。イギリス本国は、事態の解決策としてある一地域に見せしめのための懲罰を科そうとしているが、これは果たして帝国の結合を強めるものであろうか、それとも弱めて解体へと導くものであろうか。もっとも、「私はアメリカにいかなる処罰も科すべきでないと言っているのではない⁽⁶⁾。」問題は、暴動が起きた地域の住民すべてを罰しようとしていることである。処罰されるべきは、民衆ではなくして暴動を止めようとしなかったマサチューセッツ州の官吏であり、暴動を指揮したJ・ハンコックやS・アダムズである。現在のような処罰の仕方は、アメリカを敵国と看做しているようなものであって、本国のなすべき行為とは到底思えない。「民衆の権利を停止する自由を国王に与えるのは、果たして正しいことであろうか。一体その危険性はないのであろうか⁽⁷⁾。」

バークのこのような趣旨の反対演説にも拘らず、彼自身がニューヨーク通信委員会宛書簡で述べているように、植民地住民の暴力行為に対する議会内外の批判は強く、そのため当法案は「この上なき堅い決意で全面的に支持された⁽⁸⁾。」その限り、最初の強圧法に対するバークの反対演説はほとんど何の効果も持たなかったが、しかしバークはそれに挫けることなく、その後の抑圧的諸法規に対しては反対の姿勢をより一層鮮明に打ち出していった。すなわち、4月15日にノースがマサチューセッツ植民地の自治の停止を目的とする法案を議会に提出する⁽⁹⁾と、その第3読会が行われた5月2日、バークは当法案を批判して次のように演説しているのである。

「諸君の取り上げている問題は非常に大きな問題である。それは諸地域、諸都市、諸国民の権利剥奪以外の何物でもない。私はこれ以上重大な問題を知らない。……この法案は武力を伴う。私の考えでは、アメリカ人は武力が行使されることなしにこの法案に同意することはないと思う。この法案に対して断固反対しなければならない。なぜならば、諸君は権利を剥奪される側の言い分に耳を傾けようとしないからである。……議長、この騒乱を生み出した茶法を撤廃しようではないか。それこそが、平和と静穏をもたらし、本国の権威を回復させる方策であろう。危険人物の名を記したブラックリストをどれほど揃えようと、また赤服を着用したイギリス兵がどれほど多くいようとも、そうしたものでは決してアメリカを統治することはできない。アメリカ人が本国の武力に抵抗し得ないのは確かであろう。しかし、武力は口論や取っ組み合いを、また不平や不満を生み出すその原因となってしまうのである⁽¹⁰⁾。」

バークの強圧策批判は、前回と同様この時も失敗に終った。マサチューセッツ統治法案は、239対64という大差で下院を通過した⁽¹¹⁾。しかし、バークは本国の対アメリカ強圧策に対しては一貫して批判的立場を貫いた。そして「アメリカ問題が議会の全関心事であった⁽¹²⁾」まさにそのような時に、バークはノース内閣の強圧策を激しく非難するとともに、茶税の撤廃を

要求して、植民地を弁護する2時間以上にもわたる大演説を行ったのであった。「かつて公的な集会でなされた演説の中でも最も優れたものの一つ⁽¹³⁾」と評されたこの演説は、ライ選出の下院議員R・フラーが茶税の撤廃動議を提出した⁽¹⁴⁾4月19日に、その動議を支持して行われたものである。バークのこの演説は、約9カ月後の75年1月10日にドズリから刊行され、短期間のうちに多くの版を重ねた⁽¹⁵⁾。アメリカ3部作の1つとして有名な『アメリカへの課税に関する演説』(Speech on American Taxation, —以下『アメリカ課税』と略記)がそれである。我々は、この『アメリカ課税』におけるバークの演説内容を見ていこう。まず彼は、その冒頭で次のように述べている。

「議長、私も最後に登壇された名譽ある紳士の、〔アメリカ課税をめぐる〕この主題は、本院では何ら新しいものではないという意見と同じである。本院にとって誠に不愉快であり、我が国民にとって、また我が帝国全体の平和と繁栄にとって極めて不幸であるけれども、事実これにもまして我々に馴染み深い話題はなかった。〔印紙法が制定されてからの〕この長い9年間、我々は議会の会期毎に、当座限りの論拠と一時凌ぎの便宜策のこの惨めな繰り返しという状態に追い込まれてきた。このことで我々の頭が痛くなり、胸がむかつくに至ったのは何ら怪しむに足りない。我々はこの問題とあらゆる形において対面し、あらゆる角度から考察してきた。創意は枯渇し、理性は疲弊した。すでに経験が判断を下したにも拘らず、頑迷は未だに征服されていない⁽¹⁶⁾。」

ここで言われている「名譽ある紳士」とは、ノース内閣の財務委員であるC.W.コーンウォルのことである。彼は前出のフラーが茶税の撤廃動議を提出した後、「2つの討議の論拠があることを本院に対して告げたのであった。すなわち、1つは単に諸君の議案書に載せられている問題に限定される狭くて単純なもの⁽¹⁷⁾」つまり、当面の問題である茶税に関する事柄であり⁽¹⁸⁾、いま1つは、「先のものよりも一層広範かつ複雑で、アメリカに対してこれまで議会がとった一連の施策ないし処置、およびそれらの原因と結果をすべて含むもの⁽¹⁹⁾」であった。そしてコーンウォルはこれら2つの論拠に関連して、フラー提出の茶税撤廃の動議に反対するとともに、アメリカを混乱に陥れた根本原因是、1766年の印紙法の撤回に他ならぬとして、その当事者であるロッキンガム派に激しい非難の言葉を浴びせたのである。

バークの『アメリカ課税』は、実はこのコーンウォル演説に応え、それを論駁したものであり、「すでに経験が判断を下したにも拘らず」、頑迷な徒輩によって今なお持ち出され、相も変わらず議論されているアメリカ課税をめぐる論争に、最終的決着をつけようとしたものであった⁽²⁰⁾。

バークによれば、政府筋の者は本国の譲歩策は植民地人をつけ上がるだけであり、したがって茶税を廃するのは得策でないとしてそれに反対している。そしてその推論を印紙法の撤廃から引き出しているが、しかしバークによれば、植民地人を課税反対の実力行動へと駆り立てたのは、印紙法を撤回したからではなく、むしろロッキンガム内閣後の諸政府が、

見識を働かせることなく、愚かで因循姑息な政策を性懲りもなく繰り返してきたからである。すなわち、本国政府は印紙法の教訓を踏まえることなく、収入調達の目的で課税の計画を復活させ、アメリカにタウンゼンド歳入法を押しつける一方、その3年後には「商業的原理というけち臭い口実⁽²¹⁾」を設けて、その法令を茶条項を除いて撤回するという、一貫性のない、その場限りの愚劣な措置をとってきたのである。そしてバークの考えでは、このような本国政府の無思慮な愚策こそが、現在の事態を生み出した原因なのである⁽²²⁾。

タウンゼンド法の制定が愚策であったように、茶条項1つを残して事態の解決を図ろうとしたことも愚策である。茶税はいかなる点からしても合理性を持ち得ず、何らの説得性も持ち得ない。「明らかにそれは、詭弁に基づく課税、術学に基づく課税、論争の種になる課税、戦争と反乱を惹起する課税、課税者への利得と納税者の満足を生み出すことだけはおよそ考えられぬ課税である⁽²³⁾。」なるほど茶税は3ペニスと僅少であり、この税負担に耐えることができぬ者はいないかもしない。「しかし一般世論の感情が沸き立っていて、200万の人間が支払い拒否の決心を固めている場合には、いかなる商品も3ペニス、否、1ペニーの負担をも支えることはできないものである。……アメリカ人が到底耐え難いと考えるものは、税金の額の重みではない。それは、他ならぬ諸君が大層お気に入りの、〔アメリカでの収入調達を謳ったタウンゼンド歳入法の〕あの前文の重みなのである⁽²⁴⁾。」

しかしながら、アメリカにおいて収入を調達せんとしたタウンゼンド歳入法の前文は、「その法令の規定条項によって、偽りであることが暴露されている⁽²⁵⁾。」しかも69年5月のヒルズバラ回状には、「大英帝国の栄光と安全の基礎である植民地の信頼と愛情を回復するために⁽²⁶⁾」、国王と内閣の名において、課税撤回に関する無条件の約束がなされているのである⁽²⁷⁾。したがってその点でも茶税は、撤廃されなければならないのである。

「もしも諸君に、諸君自身の本当の動機と公共の信義に従おうとする氣があるならば、収入のための茶税を放棄すべきである。現に収入のための課税というこの原理は、実際に諸君の名において否認されているのであり、それは諸君に何の利益をも、然り、たった1ペニーの収入をももたらしはしない。……

……諸君がどのような道を選ぼうとも、それはすべてこの〔茶税撤廃〕動議への賛成に至るはずである。それはあらゆる通路の果てにおいて諸君の前に開かれるであろう。諸君の通商、諸君の政策、諸君の公約、諸君の理性、諸君の口実、諸君の一貫性、諸君の非一貫性、——これらすべてが相俟ってこの撤回を諸君に促すのである⁽²⁸⁾。」

このようにして、バークは茶税を撤廃すべきことを主張する。しかも彼によれば、茶税を撤廃しても、本国は「すでに失われたもの以上に何一つ新たに喪失するものはない⁽²⁹⁾」のであった。

「しかし」——とバークは言う——「依然として我々の咽喉に引っ掛かるものがある。つまり、もし我々がそれだけ譲歩するならば、アメリカ人はもっと先へ進むだろうという声が

エドマンド・バークとアメリカ革命（上）

それである。我々もこの点は知り得ない。けれども我々は、経験に基づいてむしろそれと反対のことを予想すべきである。我々が彼らを満足させることを拒否する限りにおいては、アメリカ人は可能な限り足早に進んで行くということを我々は確実なこととして知ってはいないだろうか。その反対に、もし我々がこの点を譲歩する場合、彼らはもっと多くの悪をなし得るであろうか。この譲歩は、むしろ彼らのそれ以上の前進を抑止する防柵となるだろうと私は考えている。人間集団の行動について保証を与えることは不可能である。しかし私は、統治者の側における誠意・寛容・愛情の自然的効果は、被治者の側における平和・善意・秩序・敬愛となって現れると確信する。少なくとも私自身は、この種の立派な原理に対して公平な実験の機を与えたいと念願する。何となれば、この法令の制定以来今日に至るまで、この種の原理は自らを試す何の機会も持ち得なかったからである⁽³⁰⁾。」

さて、以上がコーンウォルの「狭くて単純な」論拠に基づいて茶税の撤廃を訴えたバークの議論の大要である⁽³¹⁾。そしてこれ以降、それよりも「一層広範かつ複雑」な論拠に基づいた議論が展開される。すなわち、「本国が伝統的な政策を追求していた間は平和時には通商が繁栄し、戦争が必要とする時には植民地からの十分な上納金を得ることができたこと、印紙法の制定によって万事が混乱に陥ったこと、その撤回によって万事が平和と秩序を回復したこと、しかし課税の体系の復活が最悪の結果を生み出したこと、その部分的撤回が部分的利益ではなくして全体的な損害を生み出したこと⁽³²⁾」等々が、本国政府の対アメリカ植民地政策を年代順に4段階に分けて、それら各段階の歴史的事実に言及し、それらに依拠しながら綿密に論証されていくのである。しかしその内容そのものは我々にとって必ずしも目新しいものではなく、むしろこれまでのバークの主張を、なんなく『「現在の国情」論』のそれをいわば焼き直して敷衍したものである。したがってこの部分のバークの議論を、あまりに詳しく辿る必要はないであろう。我々としては、必要最小限度見ておくにとどめておきたい。

バークによれば、歴史的4段階のうちのまず第1期は、航海法に基づいて通商を規制した1660年から1764年の時期である。彼の考えでは、航海法による通商制限はそれ自体苛酷なものであるが、アメリカ人はそれに耐えたばかりか、その下で産業を発展させ、市民的自由を享受していた⁽³³⁾。しかし、1764年の砂糖法と翌65年の印紙法の制定は、それまでのアメリカ政策を一変させるものであり、「ここに植民地に関するイギリスの政策は、正確に第2期を迎えることになった⁽³⁴⁾。」すなわち、本国政府はそれまでアメリカの通商を制限しながらも、収入のための税を植民地に課すことはなかったのであり、アメリカ人は彼ら自身の立法政府を通じて自らに課税し、その点で彼らは大いに自治的であったのである。しかるに本国政府は、こうした慣行を破って、植民地人の同意を得ることなく、64年の砂糖法を皮切りに、収入を目的とした植民地課税政策をとるに至った。しかもその場合の収入は、「〔従来の通商上の〕独占の代わりとなるべき収入ではなく、それに加重される収入であり、同時にその独占は、従来よりも一層厳格に施行され、その取り締まりは軍隊の手に委ねられたのであった⁽³⁵⁾。」バー

クは、植民地からの課税収入という従来にない「新しい原理を導入した」この時期を、本国と植民地との関係が悪化したまさにその始期として捉えている。それは、アメリカ植民地の課税権を否認し、植民地人をかつてない隸属状態へと追いやった時期であった⁽³⁶⁾。そしてこれに続く第3期は、ロッキンガム内閣による印紙法撤回と宣言法制定の時期である⁽³⁷⁾。言うまでもなく、バークはこの時期を最大限に讃美称える。それは、「諸君の伝統的な体系(ancient system), 諸君の伝統的な平穏と協調 (ancient tranquillity and concord) に立ち返った時期⁽³⁸⁾」であった。しかし1767年に課税の体系が復活し、最悪の事態となつた。タウンゼンド法の制定である。バークはこの法令制定以降を、アメリカ政策の第4期と呼ぶ⁽³⁹⁾。

これが、本国の対アメリカ植民地政策をめぐって歴史的事実に依拠しながら展開されたバークの議論の大筋である。量的には『アメリカ課税』全体の半分強を占めているが、先述したように、内容的には必ずしも新しいことが言われているわけではない。しかし茶税の不合理性、ひいては本国の対アメリカ抑圧策の不当性を明らかにし、ロッキンガム内閣以外の歴代の諸政府、とりわけ現ノース内閣の対アメリカ政策を徹底的に論破するためには、コーンウォルから意見を開陳するよう促され、それに応えたものであるとは言いながらも、歴史的事実に基づいたこのような論証は有効であるばかりか、バークにとっては是非とも必要な作業であった⁽⁴⁰⁾。バークはこの歴史的論証を踏まえつつ、砂糖法および印紙法制定以前の政策に立ち返り、平和を取り戻すべきことを有名な言葉でこう訴える。

「諸君が自らの伝統的で強力な確固たる地点を回復したところで廻れ右をし、——そこで停止せよ、——それ以上何もするな、——議論をやめよ、——そしてこの議題の賛否両方の立場に立つ改革者の思弁に抗して、帝国古来の政策と実践を堡壘として対置せしめよ。そうすれば諸君は、偉大な雄々しい難攻不落の地歩を固めることになるだろう。この堅固なる拠点に諸君の国家機構をしっかりと据えつけよ。そうすれば、世界の同情は自ずから諸君に引きつけられるであろう。

……諸君の古来の地歩と古来の平安を回復せよ、——そしてそれを実地に試みてみよ。私はアメリカ人が必ず諸君と妥協するだろうと確信している⁽⁴¹⁾。」

「何度も繰り返して、諸君の伝統的な原理に立ち返れ、——平和を探究しそれを確保せよ、——諸君はアメリカに、もしもそこに課税可能な物があるならば、自分で課税することを任せよ。私はここで権利の区分に立ち入ろうとは思わないし、ましてやその境界を確定しようとは考えない。私はこの種の形而上学的区分には立ち入らない。私はその種の響きすら憎惡する。アメリカ人たちを彼らが古来から立っていた所にまで戻せ。そうすれば、不幸な抗争から生まれたこの種の区分は、自然にこの抗争と運命を共にして消滅するだろう。彼らと我々は、そして彼らの先祖と我々の先祖とは、この体系の下で従来は幸福に暮らしてきた。この良き昔の方式と対立し合うすべての行為の記憶を、当事者双方において永遠に水に流せ。アメリカを通商法規によって拘束するだけで満足せよ。諸君は現にこれまで

エドマンド・バークとアメリカ革命（上）

一貫してそうしてきた。そしてこの実績を、諸君が彼らの貿易を拘束する大義名分とせよ。課税によって彼らを苦しめるな。最初から諸君はこの種の慣行を有しなかった。このことを諸君が課税を断念する大義名分とせよ。国家と王国についての論証とは本来このようなものである。残りのものは一切学校に任せておけ。そこでは、何が議論されても一向に無害だからである。しかもしも諸君が統治する民衆に対し、不快極まる込み入った推論や帰結を言い立てて、統治の源泉そのものを愚かにも致命的に損なってしまうならば、主権の至高性という、限定されず、しかも限定の不可能な性格に従って、諸君はこのような手続きによって主権そのものを疑問視するように彼らに吹き込むこととなろう。窮屈は却つて猫を噛むの譬えもある。もしもこの主権と彼らの自由とが両立しない場合、一体彼らはどちらを取ろうとするであろうか。彼らは諸君の主権なるものを、必ず諸君の顔面に投げつけるだろう。何人も、論証に丸められて奴隸になろうと考えはしない。……彼らが無限な独占の重荷に耐えているところへ、諸君はさらに無限な収入という負担を押しつけようとするのか。⁴²⁾アメリカ在住のイギリス人は、必ずやこれは奴隸状態に他ならぬと感ずるだろう。それが法的な奴隸状態であるということは、彼の感情にとどまらず彼の知性にとつても何の気休めにもならないのだ⁽⁴²⁾。」

バークは伝統的な政策に立ち返り、平和を取り戻すべきことを訴える。そして平和回復の方法は、収入のための植民地課税を断念して、従来の慣行通り、課税を植民地人に任せることであった。つまり、かつての植民地人は本国から収入のための税を押しつけられることなく、自らの手で自ら課税してきたが、本国はそのことを認め、その慣行をアメリカ人の特権として最大限尊重すべきなのである。そして彼らの特権を尊重するという観点から、収入のために課された茶税を撤廃すべきであり、それこそが、平和を回復する最も有効な方法なのである。もっともこのように言いながらも、バークには、本国議会の至上権を謳った宣言法を廃棄する考えは毛頭なかった。この時期のバークは、これまでと同様に、依然として本国の立法的優越性を認め、植民地の従属性を固く信じる人物であったのである。しかもバークによれば、本国の最高立法権の承認と、アメリカ人の特権の承認は何ら矛盾するものでもなかった。否、彼の考えでは、そもそも特権とは帝国内の優越的権力の存在を前提とし、その下に成立するものなのである。バークはこの辺りの事情を、75年3月のアメリカとの和解演説で次のように語っている。

「議長、単一の国家ないし王国と区別される帝国という概念を抱懐する私の考えが、あるいは間違っているのかもしれないが、この点についての私の考えは次の通りである。帝国(empire)とは、その首長が1人の君主であろうと統轄的共和国であろうと、1つの共通な首長の下に結合する多くの国家の集合体(aggregate of many states under one common head)のことである。そのような国家制度にあっては、従属的な部分は多くの地方的特権や免除特典(many local privileges and immunities)を持つようになる。この種の

特権と、共通な至高の権威との間の境界線は極めて微妙であろう。もちろん紛争が、そして極めて深刻な紛争や激しい反目が生起することであろう。しかし、そもそも個々の特権は至高の権威の通常の行使の免除なのであって、決してその否定ではない。特権の主張は、むしろ語の定義からしても、ある種の優越的権力を最初から前提としているように思われる。なぜならば、優越的権力を持たない国家の特権や個人の特権を語ること自体、ほとんど無意味なことだからである。それゆえ、諸々の共同社会の偉大な政治的統合である帝国の構成員の間にこの種の不幸な紛争が生じた場合、この帝国の首長が、もしも彼自身の意志ないし行為に反して何らかの特権が主張されると、まるで彼の権威全体が否定されたかのように見え、直ちに相手を反逆者呼ばわりして、武力弾圧の腹を固め、この不逞な諸州を制圧しようと企てることほど愚かしくも馬鹿げたことはないのである⁽⁴³⁾。」

したがって、バークの考えでは、本国の最高立法権や支配権は、植民地の自由や特権を認めることによって損なわれることなどなく、また逆に、それが植民地の自由や特権を損なうこともない。むしろ彼によれば、すでに『「現在の国情」論』でも言っていたように⁽⁴⁴⁾、両者は調和し両立し得るのであった。バークがそのように考えていたことは、『アメリカ課税』演説が行われた数日前のニューヨーク通信委員会宛書簡からも明らかであるが⁽⁴⁵⁾、この『アメリカ課税』演説では、両者の調和と両立が一層明瞭に次のように表現されているのである。

「私は、グレート・ブリテンの帝国的諸権利と、植民地人がこれらの権利下で享受すべき特権とはこの世で最も調和し合うものであると考える。グレート・ブリテンの議会はその広大な帝国の盟主として、2つの資格において君臨する。1つは、この島国の局地的立法機関として国内のあらゆる事柄を直接的に、つまり執行権そのものを通じて統御する。そしていま1つの、私が一段と高貴な役割と考えるものは、いわば帝国的性格と呼ぶべきものであって、本国はあたかも天の玉座にある如くに、個々の下位の立法機関を総括し監督し、それらを少しも破壊することなく嚮導し統制する。これらの地方的立法機関は、互いに他に対して同等の立場に立つゆえに、それらは等しく本国に従属することとなる。それがなければ、植民地諸国は相互的安寧の確保も、相互的公正の希望も、有効な相互的援助の実も何一つ生み出し得ない。本国の統轄的全権によって怠慢な成員を強制し、暴力的な成員を拘束し、そして欠陥を持った弱い成員を援助することが必要である。各植民地がこの帝国組織の共通な目的に従っている限り、本国は決して植民地の立法活動に介入しない。しかし、本国議会がこの種の周到で懇切な監督という目的に応えるためには、必ずその権限は無限でなければならない。……

……私は、従属と自由が全体を通じて十分両立し得ると考える。厳密さを誇る思弁家や党派的扇動家は、あるいはこれでは満足しないかもしれない。しかし、人間の安寧と幸福に役立つ範囲内でこの両者は十分両立するのである⁽⁴⁶⁾。」

我々は、本国の無限の支配権と植民地の自由およびその特権が、バークが言うように必

エドマンド・バークとアメリカ革命（上）

ずしも調和・両立せず、むしろ事態の進展について決定的な対立を迎えていくのが歴史の冷厳な事実であることをよく知っている。我々は、その歴史過程を次節以下で見ていくであろう。その点で、バークの見通しは甘く、その考えもいささか楽観的であった。しかしいずれにせよバークは、これまでと同様に、本国議会の至上権を認めながら、しかしその権利行使を賢明に抑制し、植民地に譲歩することによって和平への道を切り開こうとしたのであった。彼はこう述べている。「私は、寛大さの持つ力強い効能とその効果的作用とに信頼を置きたく思う。最終的にはそれが秩序と美をもたらすことを私は希望している⁽⁴⁷⁾」と。そして彼は、そうした寛大さによって「諸君が再び信用を取り戻しきえするならば、道は自ずと諸君の前に開かれるであろう。……諸君は何をしようとする場合にも、憎しみからではなく、深慮(policy)に基づいて事を進めなければならない。我々は人間らしく、政治家らしく行動しなければならない⁽⁴⁸⁾」と述べながら、2時間を超えるこの長い演説を次のような言葉で締めくくるのである。

「このアメリカ問題に関しては、実のところ私は物悲しいまでに切実な関心を持っている。私は議会に席を占めて以後も、またそれ以前にも、これに関するただ1つの意見を奉じてきた。私および私の仲間がこの問題に関して果たす役割を、貴族閣下〔ノース〕は例によつて彼自身の地位に取って代わろうとする熱意に帰するだろう。しかし彼をこのおめでたい珍妙な考えに耽らせておけばよい。……私は、自分の今辿っている道が榮達への階梯でないことを知っている。最前列の議席にいる私の尊敬する名誉ある友〔W・ダウズウェル〕は、過去20年以上も黙々とこの道を歩んできた。彼はまだ貴族閣下が立っている目的地には到達していない。しかし私のこの尊敬すべき友が辿るこの道は、かねてから私がそれこそ名譽に至る道と考えて、常に随行しようと欲してきた道であった。我々に従う者が誰であろうとも、また我々の旅姿を見て誰が何と嘲笑しようとも、今後いつまでも我々は共に同じ道を歩みたく思う。私は、1766年の〔ロッキンガム内閣の〕体系(system)が、諸君の真の利益に深く根ざしており、議会の権力の行使を制限することが、逆に議会の真の一貫した強固な権威を堅固な土台の上に据える所以であると考えるからこそ、これまで一貫してこの体系を忠実に奉じてきた。そのことを私は、ここで率直かつ厳肅に宣言する。諸君がこの体系に立ち返らない限り、イギリスに平和は戻ってこないのであろう⁽⁴⁹⁾。」

注

- (1) Burke to the Committee of Correspondence of the General Assembly of New York (2 February 1774), *Correspondence*, vol.II, p.522.
- (2) 半沢孝麿「思想家としてのエドマンド・バーク——1780年まで——」(『日本政治学会年報』〔岩波書店, 1965年〕), 238頁参照。
- (3) Burke to General Charles Lee (1 February 1774), *Correspondence*, vol.II, p.518. 半沢前掲論文, 248頁参照。

- (4) Burke to the Committee of Correspondence of the General Assembly of New York (6 April 1774), *Correspondence*, vol.II, p.528.
- (5) Burke, "Speech on Boston Port Bill (25 March 1774)," in *Writings and Speeches*, vol.II, p.404.
- (6) *Ibid.*, p.405.
- (7) *Ibid.* バークは、1年後の演説でも次のように述べている。「私は、ボストン港閉鎖法を撤廃したい。なぜならば、それは(国王の意のままにいつでも臣民の諸権利を停止できるというその危険な先例はもちろんとして)、通常の場合よりも一層異例な形で、不公平な原理に従って制定されたと私が危惧するからである。判決を下す前に、ボストンの市自治体の言い分が聴衆された事実はない。また、ボストンに劣らず責任を追及されるべき他の都市は、どれも港湾を閉鎖されていないのである。」(Burke, *Speech on Conciliation with America*, in *The Works of the Right Honorable Edmund Burke*, 4th edn., 12 vols. (Boston: Little, Brown & Co., 1871), vol.II, p.164.——以下、*Works*と略記する。——邦訳『著作集』(2), 153-54頁。)
- (8) Burke to the Committee of Correspondence of the General Assembly of New York (6 April 1774), *Correspondence*, vol.II, p.528. 実は、ロッキンガム派内にも J・カヴェンディッシュのように法案を支持する者がいた。したがって、ボストン港閉鎖法案に関しては、ロッキンガム派が一致結束していたわけでは必ずしもなかった。The Earl of Shelburne to the Earl of Chatham (15 March 1774), *Correspondence of Chatham*, vol.IV, p.335 ; Horace Walpole, *The Last Journals of Horace Walpole during the Reign of George III, 1771-1783*, ed. by A. Francis Steuart (London: John Lane, 1910), vol. I, p.330.
- (9) *The Parliamentary History of England, from the Earliest Period to the Year 1803* (London: T. C. Hansard, 1806-20), vol.XVII, p.1197.
- (10) Burke, "Speech on Massachusetts Bay Regulating Bill (2 May 1774)," in *Writings and Speeches*, vol.II, pp.464-65. なお、バークはこの演説が行われた2日後の5月4日、マサチューセッツ統治法案と裁判管理法案をめぐる議会審議の模様を、ニューヨーク通信委員会に詳しく報告している。Burke to the Committee of Correspondence of the General Assembly of New York (4 May 1774), *Correspondence*, vol.II, p.530-34.
- (11) *Parliamentary History*, vol.XVII, p.1316 ; Lord North to the King (3 May 1774), *Correspondence of George III*, vol.III, p.102.
- (12) Burke to the Committee of Correspondence of the General Assembly of New York (4 May 1774), *Correspondence*, vol.II, p.531.
- (13) *Parliamentary History*, vol.XVII, p.1215.
- (14) *Ibid.*, pp.1210-11.
- (15) Cf. William B. Todd, *A Bibliography of Edmund Burke* (Suffolk: St Edmundsbury Press, 1982), pp. 81-84.
- (16) Burke, *Speech on American Taxation*, in *Writings and Speeches*, vol.II, p.409. 中野好之訳『アメリカへの課税に関する演説』(『著作集』(2)), 7-8頁。
- (17) *Ibid.*, p.410. 邦訳, 8頁。
- (18) バークは、これに関連して次のように述べている。「彼〔コーンウォル〕の知りたがっている事柄は、この動議を提出した名誉ある紳士〔フラー〕の提議に基づいて、もし我々がこの茶税を撤廃すれば、アメリカ人は我々のこの譲歩に満足せず、矢継ぎ早に次の連の課税に新しい攻撃を仕掛けないかどうか、そして彼らは、茶税の撤廃を求めているのと同じ声高さで、今度はブドウ酒の課税撤回を要求しないかどうかという点である。」(*Ibid.*, p.411. 邦訳, 10頁。)

エドマンド・バークとアメリカ革命（上）

- (19) *Ibid.*, p.410. 邦訳, 8頁。
- (20) 「私はまず最初に断言するが、議会が1766年に印紙法を撤回した時、アメリカ人はこの措置の結果として、諸君にさらに当時この地方に行われていた在来の議会収入の、否、それを構成している品目のただの1つの放棄をすら要求した事実はない。私はさらに断言するが、この撤回措置の格率から逸脱して、諸君が課税の計画を復活させ、そのために植民者の心を新しい猜疑とあらゆる種類の懸念で一杯にした時に初めて、彼らは新しい税と一緒に古い諸税を攻撃するに至ったのであり、この時に至ってようやく彼らは、課税に関する一切の諸君の立法権限を問題にし始め、この種の疑問を次々と浴びせかけるうちに、次第にこの帝国の堅固な構成をその最深の基底まで揺り動かすに至ったのである。私はこの演説を終えるまでに、この2つの命題に対してこの上なく説得的でのっぴきならない証拠を提示することにより、それと反対の主張がたとえ今後どれほど仲間うちで囁かれ、あるいはどれほど新聞紙上でわめき立てられようとも、少なくともこの種の論弁が、本院内ではもう2度と聞かれなくなるようにしたいと考える。」(*Ibid.*, p.411. 邦訳, 10-11頁。)
- (21) 「議長、これは決して愉快な論議ではない。しかし、重大な事柄の処理に関して、広く自由な考えを持たないことから生ずる不幸がいかなるものであるかを示す教訓を、この問題に対する内閣の行為ほど深刻かつ痛烈に教えてくれたものはない。国家の公儀諸氏は、諸君の複雑な利害の全体を一度も総合的な見地から考察しなかった。彼らは現象をその都度小間切れ的に、ある時には特定の口実から一局面だけを眺め、別のある時には別の口実から他の局面を急場凌ぎに眺めるという有様であって、決してその相互関係や依存関係の状態を考察しようとはしなかった。つまり彼らは、善くも悪くも体系というものを持ち合わせなかった。そのため彼らは、その場限りの一時凌ぎの惨めな弁解を作り上げるだけに終り、その結果、かつて彼ら自身が意気揚々と進み入った難局からの打開策を見出すだけで汲々たる有様なのである。だから彼らは、因循姑息で有害この上ないその場限りの対策に追われた挙句には、自分ではその誤りに気づきながらも、そのことを公明正大に告白する寛厚な勇気を持ち得ないため、当の法令〔タウンゼンド歳入法〕のなし崩し的な撤回を画策したというわけなのである。このような施策のために、また気弱な精神の不可抗的な作用のために、財務官の目からみればあまりにも些少な3ペンスという金額、そして哲学者の目から見ればあまりにも無意味な茶という品目が、今や全世界を取り巻くこの一大貿易帝国の屋台骨を搖るが今までの事態を生んでしまったのである。」(*Ibid.*, pp.415-16. 邦訳, 15-16頁。)
- (23) *Ibid.*, p.416. 邦訳, 17頁。
- (24) *Ibid.*, pp.417-18. 邦訳, 19頁。
- (25) *Ibid.*, p.413. 邦訳, 13頁。
- (26) *Ibid.*, p.425. 邦訳, 28頁。
- (27) *Ibid.*, p.419-20. 邦訳, 21-22頁。
- (28) *Ibid.*, pp.425-26. 邦訳, 28-29頁。
- (29) *Ibid.*, p.461. 邦訳, 74頁。
- (30) *Ibid.*, p.426. 邦訳, 29-30頁。
- (31) ここまでバーカの議論を、レトリックと関わらせながら詳細に分析したものとして、Elizabeth R. M. Smallwood, "Burke's Use of Classical Rhetoric," Ph. D. dissertation, Texas Tech University, 1974, pp.90-115がある。
- (32) Burke, *Speech on American Taxation*, in *Writings and Speeches*, vol.II, p.461. 邦訳, 74頁。
- (33) バーカはこの辺りの事情を、次のように説明している。「議長、アメリカから収入を求める計画の支持者たちは、通商制限がアメリカにとって生きていく上で極めて苛酷な法であると言う。私もそのように考える者である。もし何らかの方法によって補償されないならば、この状態は人間として到底耐え難い厳しい奴

隸状態に他ならぬと私は考える。しかし、アメリカは当初の航海法から1764年に至るまでそれに耐えてきた。何ゆえにか。それは、人間は誰しも自分たちの生まれついた本性の不可避的体質を、その一切の弱点とともに耐えるからである。航海法は植民地にその搖籃時代から適用され、彼らの成長とともに成長し、彼らの強大化とともに強化されてきた。彼らは法律よりもむしろ慣習に基づいて、それへの服従義務を確信してきた。彼らは、自分たちがこの種の規制を受けなかった時代の記憶をほとんど持っていない。その上彼らは、金銭上の補償によってこの点の損失を埋めることができた。たまたま彼らの交易を独占していた者は、この世で最も富裕な人間の一人であった。その巨大な資本によって(本来彼ら自身の利益のためではなく、資本家自身の利益のために使用されたものではあるが)、彼らは自分たちの漁業・農業・造船業などを(そして一定限度内では彼らの貿易もまた)、逸早く、自然本来の緩慢で不活発な歩みの機先を制する仕方で運営することができた。この資本は彼らにとって温床となった。彼らがなし遂げた進歩は、ほとんど歴史上その比を見ないものである。……諸君は単に通商を手中にしたばかりではなく、貿易の対象物それ事態をも実際にアメリカで作り出すまでになった。そしてこの生産によって、諸君はこの王国の貿易量を少なくとも4倍に高めたのである。アメリカは諸君の資本による代償を得たのであり、そのことがアメリカをして隸属状態を耐え忍ばせた。アメリカはいま1つの代償を得ていた。しかし今やそれは諸君の手によって取り去られようとしている。アメリカは、通商制限を除いては自分の国土内の事柄について自由な民衆の持つ一切の特徴的な性格を享有していた。アメリカはイギリス憲法の理念を、否、その実質を持っていた。アメリカは自分たちの代表によって課税されており、自分自身の治安判事の大部分を選んでいた。彼らは自らの手でこれらの役人の俸給を賄った。彼らだけが、事実上自分たちの内的統治についての処理権限を持った。通商上の隸属と市民的の自由というこの全体的状態は、包括的に見れば疑いもなく完全な自由と言えるものではない。しかしそれを人間本性の通常の環境と較べると、やはり幸福で自由な条件と言い得たのである。」(*Ibid.*, pp. 428-29. 邦訳, 32-34頁。)

(34) *Ibid.* p.434. 邦訳, 40頁。

(35) *Ibid.* 邦訳, 同頁。

(36) *Ibid.*, pp.430-37. 邦訳, 35-44頁。

(37) *Ibid.*, pp.437-49. 邦訳, 44-58頁。

(38) *Ibid.*, p.449. 邦訳, 59頁。

(39) *Ibid.*, pp.449-56. 邦訳, 59-66頁。

(40) なお、バークは歴史に訴えたこの叙述個所で、グレンヴィル、ロッキンガム、コンウェー、チャタム、タウンゼンドの5名を取り上げて、有名な人物評を行っている。その評は *Annual Register*, 1775, Part II, pp.12-22にも転載されており、『アメリカ課税』におけるバークの人物評が当時から注目されていたことがわかる。Cf. Dennis R. Bormann, "Portraits of Politicians: An Analysis of Three Character Sketches in Burke's Speech 'On American Taxation,'" *Dalhousie Review*, vol.LVI, no.1 (Spring 1976), pp. 35-51; John E. Faulkner, "The Literary Career of Edmund Burke," Ph. D. dissertation, The State University of New Jersey, 1981, pp.176-90.

(41) Burke, *Speech on American Taxation*, in *Writings and Speeches*, vol.II, pp.456-57. 邦訳, 67-68頁。

(42) *Ibid.*, p.458. 邦訳, 69-70頁。

(43) Burke, *Speech on Conciliation with America*, in *Works*, vol.II, pp.136-37. 邦訳, 27-28頁。

(44) Burke, *Observation on a Late State of the Nation*, in *Writings and Speeches*, vol.II, p.188.

(45) Burke to the Committee of Correspondence of the General Assembly of New York (6 April 1774), *Correspondence*, vol.II, pp.528-29.

エドマンド・パークとアメリカ革命（上）

- (46) Burke, *Speech on American Taxation*, in *Writings and Speeches*, vol.II, pp459-61. 邦訳, 72-73頁。
- (47) *Ibid.*, p.457. 邦訳, 69頁。
- (48) *Ibid.*, pp.461-62. 邦訳, 74頁。
- (49) *Ibid.*, p.462. 邦訳, 75頁。

三 和 解 提 案

アメリカに譲歩して茶税を廃棄すべきことを訴えたパークの『アメリカ課税』演説は、2時間を超える大演説であったにも拘らず、ノース内閣の強圧的なアメリカ政策を阻止することはできなかった。フラー提出の茶税撤廃動議は、パークの演説が行われた1774年4月19日に、182対49という大差で否決された⁽¹⁾。そしてその後、我々がすでに見たように、マサチューセッツ統治法、裁判管理法、軍隊宿営法といった懲罰法規が矢継ぎ早に制定され、さらに6月22日には、こうした抑圧的諸法に追い打ちをかけるように、「ケベック法」(Quebec Act)が可決・制定されたのであった⁽²⁾。このケベック法は、王領カナダ・ケベックの範囲をオハイオ・ミシシッピ一両河間にまで拡大して、アメリカ植民地人の西進を阻むとともに、フランス系住民の多いこの地方にフランスの政治制度とカトリック教を許容したものであり⁽³⁾、その目的において、対マサチューセッツ政策に限定された一連の抑圧的諸法とは本質的に異なるものであった。しかしこの法令は、西部進出を目論んでいた植民地の投機業者やプロテスタン卜系移住民の目には自由と権利を抑圧するものと映し、したがって先の抑圧的諸法と同様に、「耐え難い諸法令」の1つと看做されたのであった⁽⁴⁾。

このような本国の強圧的な対アメリカ政策に対して、植民地人は激しい怒りを覚え、やがて74年9月5日、フィラデルフィアでいわゆる第1回大陸会議(Cotinental Congress)が開催された。そして、本国に対する植民地人の反抗が大陸的規模で一気に具体化されていった。すなわち、ジョージアを除く12植民地の代表が、イギリス本国の強圧策に対する対応を協議するため一堂に会し、自然権理論に依拠しつつ、本国議会の植民地に対する立法権を全面的に否定する「宣言と決議」(Declaration and Resolves)を採択する⁽⁵⁾とともに、イギリス商品の不買運動を組織する大陸同盟(Continental Association)の結成を宣言して⁽⁶⁾、本国に対する抵抗の姿勢を一段と鮮明にしたのである。そしてこれまでの一連の抑圧的諸法の撤廃と常備軍の撤退などの要求が受け入れられない場合、翌75年5月に再び大陸会議を招集することを確認して、10月26日に解散したのであった⁽⁷⁾。もっとも、この会議が開催された時点では、「宣言と決議」の前文に「北アメリカにおけるイギリス領植民地の住民⁽⁸⁾」と記されているように、アメリカの植民地人はイギリス国王の臣民という意識を未だ捨て去ってはいなかった。しかし、独立を謳ってはいなかったものの、植民地に対するイギリス議会の立法権を全面的に否定して、イギリス帝国は互いに同一の君主をいただき、共に独立的な議会を

有する法的には同格の諸部分から成る連邦であるという植民地側の考えは、従来の帝国のあり方を根底から覆すものであった。

事態は緊迫の度を増していった。植民地担当の国務大臣ダートマスにも、74年6月以降の植民地の深刻な状況が、在アメリカのイギリス軍司令官で、マサチューセッツ総督を兼任していたT・ゲージから次々と伝えられていた⁽⁹⁾。しかしジョージ3世は、従来通り強硬な姿勢を崩さなかった。彼は第1回大陸会議が開かれた直後の9月11日、植民地の要求に屈すべきでない旨ノースに次のように述べた。「賽は投げられた。植民地は服従するか勝利を収めるかのどちらかである。余は厳しい手段をとるのを望まない。しかし退却してはならない。すでに可決された法令を冷静かつ着実に実施していくならば、植民地はおとなしく服従するだろうと確信している⁽¹⁰⁾。」そしてそれから約2カ月後の11月18日、マサチューセッツで住民の生命・自由・財産を守るために武器・弾薬が蓄えられているという報告を受けたジョージ3世は、同じくノースに次のように述べた。「ニューイングランドの植民地議会は公然と反逆している。植民地議会はイギリスに服従するのか、それとも独立するのか、我々はそれを実力で決しなければならない⁽¹¹⁾」と。

このような国王の強硬な姿勢は、王に忠実なノース内閣と、10月から11月にかけて行われた総選挙の結果、今や与党系議員が多数を占める議会にも影響を及ぼさずにはおかなかった。例えば、75年2月10日にノースがニューイングランド植民地諸州の通商の制限とニューファウンドランド海域から植民地人の漁業を締め出す法案を下院に提出すると、議会は261対85という圧倒的多数でそれを可決し⁽¹²⁾、さらに2月13日と15日には、計6000の増援軍をアメリカに派遣することを承認しているのである⁽¹³⁾。もっとも、政府も議会もそれなりに和解の道を探ってはいた。例えばノースは、先のニューイングランド諸州の通商制限法案を上程した10日後の2月20日、植民地側が帝国を維持するために応分の費用を負担するならば、イギリス議会は課税権の行使を中止してもよいという内容のいわゆるノース和解案を提出しているのである⁽¹⁴⁾。この和解案は274対88で議会を通過した⁽¹⁵⁾。しかしそれは、植民地側を満足させ得るものでは決してなかった⁽¹⁶⁾。なぜならば、一方で威圧政策をとりながら、他方でこのような妥協を行うというのは、植民地側からすれば本国側の策謀以外の何物でもなく、しかもそれ以上に、1年前ならまだしも、この程度の譲歩では到底納得し得ないほどまでに植民地側の態度は硬化していたからである。したがって、この和解案は75年7月31日の第2回大陸会議で全面的に拒絶された⁽¹⁷⁾が、武力衝突と帝国の分裂という最大の危機が迫りつつあるこうした深刻な状況の中で、危機を回避するために最大限譲歩することを提唱したのがまずチャタムであったのである。

チャタムの有名な和解提案は、75年1月20日と2月1日の両日にわたって行われた。すなわち彼は、1月20日の上院において、植民地と和解するためには本国の側で友好的態度を示す必要があり、そのためにはまず軍隊を引き揚げるべきであるとして、ボストンからの徹兵

エドマンド・バークとアメリカ革命（上）

動議を提出した⁽¹⁸⁾。この動議は、ロッキンガムやリッチモンドの支持演説⁽¹⁹⁾にも拘らず、「アメリカが本国の優越性を認めるまでは、本国は決して手を緩めるべきではない。……私は武力によって服従させようという政府の決意を断固支持する⁽²⁰⁾」というサフォーク伯たちの強い反対の声にかき消されて、68対18という大差で否決された⁽²¹⁾。

2月1日に行われたチャタムの2回目の和解提案は、第1回目のそれよりも一層詳細なものであった。すなわち彼は、植民地に対するイギリス議会の監督権なかんずく通商と航海に対する統制権は従来通り保持すべきことを主張しながらも、植民地への課税権そのものは明らかに否定しつつ、事態の解決策として次のような内容の「暫定的法案」(Provisional Bill)を提出したのである。まず第1に、植民地議会の同意なしに歳入を目的とした課税は行うべきではないこと、第2に、いかなる軍事力も民衆の権利を破壊する目的で行使されではならないこと、第3に、すべての抑圧的諸法を停止すべきこと、第4に、大陸会議が本国議会の優越性を認めるならば、それを合法的機関として認知すべきこと等々である⁽²²⁾。こうしたチャタムの包括的な和解提案は、しかし1月20日の時と同様、強い反対にあって61対32で否決された⁽²³⁾。この時期の上院は対アメリカ強硬論ではほぼ固まっていたのである。

さてこのようにして、チャタムのアメリカ和解提案は簡単に葬り去られた。そしてこれ以降、論戦の場は下院に移り、そこで激しい議論が展開されたが、そこにおける主たる論者がバークであったのである。バークはフラー提出の茶税撤廃動議が否決され、対アメリカ強圧策が具体化されつつある74年5月初旬、自らの雇い主であるニューヨーク通信委員会にこう述べていた。「私は最近の極めて不幸な事態をどのように説明すればよいのか、大変困惑しています。私の忠告はどこでもほとんど影響力を持っていません。私の希望と努力は、これまで全体の善と自由（それなしにはいかなる善もありません）のために向けてきましたし、今後もそうであります⁽²⁴⁾。」

この手紙でも言われているように、アメリカのことを配慮して、本国こそが譲歩すべきだというバークの忠告もほとんど聞き入れられなかった。しかし彼はその後もアメリカのために奮闘した。例えば、74年5月にケベック法案が議会に上程されると、その法案は「多くの罪なき賞賛すらされるべき人たちの財産ばかりか、彼らの領土権をも侵害する⁽²⁵⁾」としてそれに強く反対している⁽²⁶⁾。また年が明けた75年1月、ロンドンやブリストルの商人たちからアメリカとの和解を求める請願が提出されると、バークはロッキンガムに、「行動すべき時期が間近に迫っています。……もし今がその時期でないならば、正直申して一体いつ行動すればよいのかわかりません⁽²⁷⁾」と反政府行動に立ち上がるべきことを訴えるとともに、アメリカとの和解を実現するために、自らも1月から3月にかけて一連の和解演説を精力的に行っていったのであった⁽²⁸⁾。そして先の『アメリカ課税』が単に茶税の撤廃1つを提案しただけであったのに対し、刻々と悪化しつつある事態を開けるためにはもはや茶税の撤回だけでは十分ではないとして、それを含むより一層包括的な和解案を提示したのが、3月22日に行

われた『アメリカとの和解決議の提案に関する演説』(Speech on Moving Resolutions for Conciliation with America, ——以下『アメリカ和解演説』と略記) であったのである。

チャタムの和解提案が否決され、ニューイングランド植民地諸州の通商制限とニューファウンドランド海域での操業禁止法案が下院を通過し、しかも6000の増援軍のアメリカ派遣までもが決議されると、もはや武力に訴えて事を決する他なき情勢となった。植民地ではいつでも軍事行動が起こせるよう戦闘準備が進められた。P・ヘンリが、「私に自由を、さもなくば死を⁽²⁹⁾」とヴァージニア議会で叫んだのはこのような時であった。そしてパークの『アメリカ和解演説』が行われたのも、武力闘争が始まる一歩手前のまさにこのような状況下においてであったのである。

『アメリカ課税』および『ブリストル執行官への書簡』と並んでアメリカ3部作の1つと言われ、パークの幾多の演説の中でも最も優れた雄弁と評されるこの『アメリカ和解演説』は、武力衝突と帝国の分裂を回避するために、人々の良識や道義や正義感に、また感性や想像力等に訴えた2時間半に及ぶ大演説であった。もっとも、この時期のパークの体調は必ずしも万全ではなかった⁽³⁰⁾。しかし、ロッキンガム派の下院指導者であるW・ダウズウェルが2月に死去し、今や下院における同派の中心人物は実質的にはパークであった⁽³¹⁾。そのため彼は、ロッキンガム派のためにも奮闘しなければならなかった。この演説を聞いたロッキンガムは、その日のうちにパークにこう書き送った。「貴方の今日の演説を聞いて、私はこれほど満足感を覚えたことはありません。演説の内容と方法は共に完璧でした⁽³²⁾。」そしてパークの弟リチャードも、友人にこう述べた。

「……兄は3時半から6時まで演説しました。演説が終ると、議員たちが議場から壇を切ったように出てきました。彼らが大声で皆一様に兄の演説を讃め称えているのが聞こえました。……その演説を聞いた人たちが言うには、兄の演説には主題に関する多くの知識、広範な理解力、卓越した政治的知恵、統治の本性一般に対する明晰な洞察力、なかんずく我が国の統治と憲法に関する他の者の追随を全く許さぬ詳細で完璧な知識等が満ちていたということです。……要するに兄は最高の評判を勝ち得たのです⁽³³⁾。」

この『アメリカ和解演説』は、内容的にはほぼ4部から構成されている。第1部は序論、第2部はアメリカの現状、第3部はアメリカの取り扱い方、そして第4部は和解の提案である。もっとも、この演説は内容的には必ずしも新しいことが言われているわけではなく、むしろ基本的にはこれまでの主張の繰り返しであった。しかし、流血回避と和平に向けてのパークの切々とした訴えは、そこに盛られた政治的叡智と相俟って、それを読む者に今なお深い感銘を与える。我々も、重複を恐れずにその内容を見ていこう。ところで、パークの『アメリカ和解演説』は約1カ月前のノースの和解提案を前提とし、それを批判しながら行われたものである。すなわち、すでに見たようにノースは2月20日に和解提案を行ったが、それは、植民地側が帝国を維持するために応分の費用を負担するならば、本国議会は課税権の行使を

エドマンド・バークとアメリカ革命（上）

中止してもよいというものであった。しかしバークによれば、それは譲歩というよりはむしろ策略であり、「アメリカに一層の害悪をもたらすであろう⁽³⁴⁾」全く価値なき代物、バーク自身の表現を用いるならば、「競売による身請け」(ransom by auction⁽³⁵⁾) の如きものであった。それに対してバークの意図は、本国の面子にこだわることなく、また法的原則論に振り回されることなく、「率直な善意」と「心の誠実さこそが治癒と結合の原理である⁽³⁶⁾」という信念に基づい実際的で永続的な和解案を提示すること、そしてそれを通して本国と植民地に真の平和をもたらすことには他ならなかった。

「提案の眼目は平和である。戦争という手段によって得られる平和ではなく、複雑で無限な交渉の迷路を経て求められる平和でもない。また、帝国のあらゆる部分で醸成される普遍的原理の不和軋轢から生ずる平和ではなく、厄介な難問の法律的裁定や、複雑な統治の不分明な限界の厳格な画定に依存する如き平和でもない。それはその自然的な道順、その通常の場面において追求され得る単純な平和、平和という精神に基づき、純粹に平和的な原理に根ざす平和である。私は不和の原因を取り除き、母国に対する植民地のかつての二心なき信頼を回復することによって、彼ら民衆に恒久的満足を与える、(不和に基づいて統治する計画とは正反対に) 植民地をイギリスの統治に宥和させるのと同じ措置、その一致した同じ利害の糾によって彼らの間を和解せしめるように提案する⁽³⁷⁾。

バークは平和を希求した。そして彼によれば、「平和 (peace) は和解 (reconciliation) という意味を含み、しかも深刻な不和が存在しているところでは、和解は必ずや一方もしくは他方の側の譲歩 (concession) という意味を含む⁽³⁸⁾」のであった。つまり平和を達成するためにはまず争いをやめて和解すべきであり、しかもそのためには、どちらかの側で譲歩することが肝要なのである。そしてバークの考えでは、事態がここまで進んでいた以上、和解や譲歩の提案はイギリスの側からなされるべきなのであった。けだし「優越的権力の側が和平を提議しても、その名譽と安全が損なわれることはないであろう。こうした権力の側からする和平提案は、寛大さに基づくものと考えられよう。しかし、弱者の側からの譲歩は恐怖に基づく譲歩である。弱者がその力を剥奪されるならば、彼は全く優越的権力の意のままになってしまい、あらゆる弱小権力の頼みの綱であり拠り所であるところの、機会と時期という利点までを永久に失ってしまうのである⁽³⁹⁾。」

さてこのようにして、バークは平和を実現するためには本国の側から和解や譲歩の提案を行わねばならぬことを強調した。そしてバークによれば、和解や譲歩を行うためには、それに先立ってアメリカの状況とそこに住む人々の気質や性格を考察し、それらについてよく知っておく必要があった。「なぜならば、現在の我々の争いが終っても、……我々はアメリカをその本性と状況に基づいて統治しなければならず、決して我々自身の想像力や抽象的権利の理念によって、つまり、単なる一般的統治理論に従って統治してはならないからである⁽⁴⁰⁾。」そこでバークは、アメリカの現状分析に入り、植民地における人口と通商の増大、農

業と漁業の発達、アメリカ人の性格としての自由への愛をそれぞれ取り上げて⁽⁴¹⁾、それらを詳しく検討していった。とりわけパークが重視するのは、アメリカ人における自由の精神であり、彼は「アメリカ人の精神の真の特性とこの精神が向かう方向とを理解するために⁽⁴²⁾」、彼らが何ゆえに「熱烈な自由の精神」を持つようになったのかを、次の6点にわたって一つ一つ綿密に検討した。

パークによれば、アメリカ人が「熱烈な自由の精神」を持つに至った第1の要因は、何よりもまず、彼らがイギリス人の子孫だということである。すなわち、イギリス人は自由を尊重する国民であり、しかも彼らが大切にする自由は抽象的な自由ではなく、具体的な自由、とりわけ課税の問題と関わった自由である。アメリカの植民地人もそれと同じであって、彼らは単に自由一般ではなく、イギリス流の理念や原理に基づく具体的な自由を尊重し、それを大切にしているのである⁽⁴³⁾。第2の要因は、植民地の各州議会は概して民主的であり、民衆が日常的に政治参加することによって、アメリカ人は一般に鋭い政治感覚を持っているということである⁽⁴⁴⁾。第3の要因としてパークが挙げるのは、アメリカ人の宗教である。彼らの大部分はプロテstantであるが、すべてのプロテスタンティズムは抵抗の原理の上に成り立っている。とりわけ北部植民地で支配的な宗教は、この抵抗の原理を一層徹底化したものであり、したがって彼らは、その信仰からして精神や意見の上でのあらゆる盲目的服従に激しく反発する傾向を持っているのである⁽⁴⁵⁾。次いで第4の要因は、南部諸州における特権的自由である。すなわち、南部植民地人は膨大な奴隸人口を擁している。このような状況の下では、自由人は一般に自己の自由を誇り、それを大事にするものである。自由は彼らにとって喜びであるばかりか地位と特権ですらある。こうした感情が道徳的に優れたものであるかどうかは差し当り問題ではない。事実としてそうなのであって、南部の植民地人は北部の人たちよりも一層強く、また一層頑固に自由に愛着を感じているのである⁽⁴⁶⁾。第5の要因は、彼らの教育である。世界中でアメリカほど法律が広く研究されている国はない。法律学は人間を明敏で利口で詮索好きにするが、この学問によってアメリカ人は悪政を予測し、圧制の接近を嗅ぎつけることができるようになっている⁽⁴⁷⁾。そして最後の第6の要因は、アメリカが本国から海を隔てて3000マイルも離れているということである。大きな組織にあっては力は末端部で弱くなるものである。それは自然の定めであり、植民地が本国から遠隔の地にあるということも、実は統治の効力を弱める大きな要因の1つとなっているのである⁽⁴⁸⁾。

以上が、アメリカ人が「熱烈な自由の精神」を持つに至った要因である⁽⁴⁹⁾。パークはこれを次のように要約している。「こうした6つの主たる源泉から、つまり、血統、統治形態、北部の宗教、南部の習俗、教育、統治の最初の主動者からの遠隔な位置——これら種々の原因から、熱烈なる自由の精神は発展した。それは、諸君の植民地の人口の増大とともに増大し、彼らの富の拡大とともに拡大した。そしてこの精神は、イギリス本国の、たとえ合法的であろうとも、いかなる自由の理念とも調和し得ぬ権力の行使に不幸にも直面した結果、今や我々

を焼き尽くすばかりになったこの炎を燃え立たせたのである⁽⁵⁰⁾。」

抵抗の原理を押し進めるこのような「熱烈な自由への精神」を、バーク自身は必ずしも評価しないし、推奨もしない。むしろ彼は、権威と調和した自由の方が一層望ましく、「より穏和で融通のきく自由の精神」であったならば、それを歓迎したことであろうと言う⁽⁵¹⁾。しかし同時に彼は、「問題は彼らの精神を賞賛すべきか非難すべきかではなく、一体全体我々は神の名においてそれをどう扱えばよいのかということだ⁽⁵²⁾」とも言う。つまり問題とすべきは、アメリカの植民地を支配し、イギリスの政府を悩ませている「この頑固なる精神⁽⁵³⁾」を論評することではなく、それに対して何らかの具体的な対策をとり、現在の危機的な状態から一刻も早く抜け出すことなのである。そこでバークは、次いでアメリカを取り扱うその方法について議論を展開する。

バークによれば、反抗的なアメリカ人を取り扱う方法は3つしかない。第1は、原因を取り除くことによって反抗的なその精神を変えてしまうことであり、第2は、その精神を犯罪として訴追することであり、第3は、必然的なものとしてそれに適応することである⁽⁵⁴⁾。そのうちのまず第1の方法は、「最も首尾一貫した措置であり、原理において徹底的である⁽⁵⁵⁾。」しかしそこには多大の困難が付随しており、その一部のものはほとんど実現不可能さえある。なぜならば、彼らの気質や性格を変えるのはどのような人間の技術によっても不可能なことだからである。例えば、彼らの血統を変えることはできないし、彼らの共和主義的な宗教を迫害して、カトリック教やイギリス国教会を押しつけるような方法はもはや時代遅れで、その効果に多くを期待することなどできない。また教育に関しても、彼らに法律書を焼却させたり、法廷から法律家を追放させたりするのはおよそ非現実的である。そしてさらに3000マイルという距離についても、それを変えるのは全く絶望的であり、したがってこうした諸点から、原因を取り除くことによってアメリカ人の精神を変えようという第1の方法は、およそ現実性を持ち得ないのである⁽⁵⁶⁾。

ならば第2の、反抗的なアメリカ人の精神を犯罪として訴追すること、そしてそれを反逆的と看做して力で威圧していくのはどうであろうか。言うまでもなくこの方法は、歴代のイギリス政府の多くが採用し、また現ノース内閣がとっている方法であった。しかしバークによれば、「この種の行為は賢明な人間にとては得策でなく、冷静な人間にとては穩当でなく、人間性を備えた精神にとては柔軟でも寛大でもない⁽⁵⁷⁾。」「そもそも我々は、これまで繰り返されてきた各種の脅しによって、一体何を得たのであろうか。我々がその都度可決し、今や多くの数に上るあの苛酷な刑罰法規から、一体我々はいかなる利益を引き出したのであろうか。陸上と海上を通じて送り込んだあの侮り難い兵力の軍隊によって、一体我々は我々の目的に向かってどれほどの前進をなし遂げたと言うのであろうか。社会不穏は沈静化したか。とんでもない。——自信に溢れる希望、大胆な公約、積極的な武力行使の拳句の果ての現在の状況を眺めて、私はこの計画それ自体が必ずしも正しいものではないという疑念を、

どうしても消し去ることができないのだ⁽⁵⁸⁾。」

パークは力ずくの強引な抑圧政策、とりわけ武力を背景にした武断政治を強く戒めた。確かにパークも武力そのものを全面的に否定していない。彼は絶対的平和論者でも、非暴力主義者でもなかった。しかし彼は武力の使用に対しては極めて慎重であった。なぜならば、彼は武力の効果に強い懷疑の念を抱いていたからである。我々は、パークの演説から次の文章を引用しよう。ここから我々は、武力行使が何ら効果を持ち得ないという、パークの卓越した政治的叡知を読み取ることができよう。

「議長、まず私は武力それ自体の効力は単に一時的であると敢えて申し上げたい。それは、しばらくの間は相手を服従させることもできるかもしれない。しかし、それは再度鎮圧に訴える必要性そのものを除去するものではない。そして絶えず休みなく征服されねばならぬ国民は、到底統治されている状態はない。」

私の次の反対理由は、その不確実性である。恐怖は必ずしも武力の効果ではないし、武器はそのまま勝利ではない。万が一にも諸君の意図が実現しないならば、諸君がよるべき手段はなくなるだろう。なぜならば、和解が破綻しても武力は残るが、万が一にも武力が破綻すれば、もはや宥和の希望はすべて消滅するからである。……

武力へ訴えることへのいま1つの反対理由は、それを保持しようとする諸君の努力それ自体が、対象そのものを損なうという事実である。諸君が勝ち取らんとして戦った対象は、諸君が現実に回復するものとは別の、紛争の途中で減価し破損し荒廃し消耗した対象物なのである。……

最後に、我々はこれまでの植民地統治において、武力行使が効果を収めたという経験を全く持っていない。植民地の発展とその産業は、これとは全く異なった方法によって実現したものである。我が國古来の寛容政策が、過度なまでに実施されたことが現在の禍根をなしたと言われる。そうであるかもしれない。しかし我々は、自分の感触に基づいて次のことを知っている。我々のこの行き過ぎの方が、我々がそれを矯正しようとする試みよりもまだしもましであり、我々のこの罪過は、我々の悔悟よりもはるかに有益であるという事実を⁽⁵⁹⁾。」

さて、こうしてパークは武力による鎮圧や暴力による問題解決を批判した。ところで、アメリカ的自由の精神の原因を取り除くことがほとんど不可能であり、また刑事的訴追が適用不可能か、適用可能としても極めて不得策であるとするならば、反抗的なアメリカ人を取り扱う方法として、残るのは最後の第3の方法しかない。事実、パークがとろうとし、彼の拠り所としたのはアメリカ精神を必然的なものとして受け止め、もしくはそれを必要悪として認めながら、それに適応することであった。そして言うまでもなく、アメリカ精神に適応するとはアメリカと和解することであり、アメリカに譲歩=妥協することに他ならなかった。しかしアメリカに譲歩するとしても、それはどのような性質の譲歩であるべきだろうか。パー

クによれば、それは植民地人の苦情を聞いて、彼らの不満の訴えを満足させることである。そして彼らの求めているものを彼らに与えることである⁽⁶⁰⁾。けれども、植民地人が満足するものとは一体何であろうか。そこでバークは、この問題の検討に入るが、それを考えるに際して彼は、これまでと同様、イギリス議会の主権性をめぐる抽象的で原則論的な権利論を回避し、それを棚上げにしたままで、あくまでも現実の個別問題に対する具体的な応答という、まさに政策の次元に論点を据えて議論を進めていくのである。

「議長、今日私は課税の権利の問題には一切立ち入らない決心であることをご承知願いたい。一部の紳士諸君は驚くかもしれないが、これは本当のことである。私はこの主題を全く問題外のこととする。私の考慮の中では権利の問題は無も同様である。……私の考察は、狭く限定された単にこの問題の政策如何という点に限られる。私は、果たして1人の人間から金を引き出すことが全般的な統治の信託条項から除外され留保されている権限であるのかどうか、また、およそ人類は自然の憲章に基づいて、それぞれの政治組織の中でこの種の権利行使の資格を一体どの範囲まで持っているのかという問題には立ち入らない。あるいはそれとは反対に、課税の権利は必然的に立法の一般原理に含まれるのかどうか、そしてそれが、通常の主権と不可分の関係にあるのかどうかという点についても私は言及しない。これらは深遠な問題である。この種の問題で高名な人々は互いに論争し、理性はいたずらに途方に暮れ、諸々の権威に訴えることによって混乱はいよいよ増大するばかりである。偉大にして尊敬すべき権威がそれぞれの側で自己を主張する間にあって、その中間には何一つ確実な足場が築き得ない。この点こそは、『全軍が丸々飲み込まれたダミアタとカシウス山の間の、あのセルボニスの底無し沼』に他ならない。私はたとえ高名な人々と一緒にあっても、この底無し沼に沈むことは御免被りたく思う。私にとっての問題は、果たして諸君は民衆を不幸に陥れる権利を有するか否かではなくて、彼らを幸福にすることが果たして諸君の関心事ではないのかということである。それは、法律家がこれこれをしてもよいと許可する事柄でなくて、人間愛と理性と正義がこれこれをなすべきであると命じる事柄なのである。そもそもある政治的行為は、それが寛大であるという理由で悪とされるのであろうか⁽⁶¹⁾。」

我々は、この引用文の中にも、抽象的原理から演繹された権利論を一蹴して、政治を理論よりも実践の対象として捉え直し、そこに政治の論点を据えようとするバークの生涯に一貫して見られるかの思想的特徴を見出すことができよう。バークはアリストテレスの伝統に従って、政治学を端的に実践学の1つとして捉えたのであり、しかもそこにおいて要請される知も、真・偽に関わる純理論的な科学知というよりは、善・惡に関わる道徳的・政治的観知としての思慮（prudence）としたのであった。そしてこうした思慮あるいは実践的観知との関わりにおいて、経験や歴史や伝統をとりわけ重要視したのであった。我々は、バークにおける理論と実践の問題を、具体的な事例に則して本稿でも可能な限り見ていくと思うが、

この『アメリカ和解演説』においても、抽象的思弁に対する不信や懷疑の念と、イギリスの歴史に内在する祖先の知恵に対する深い尊敬の念が共に色濃く現れているのである⁽⁶²⁾。そして彼は、アイルランド、ウェールズ、チェスター、グラムに対するかつてのイギリスの統治を振り返り、そこから祖先の生ける知恵を引き出しながら⁽⁶³⁾、和解のための次のような決議案を提出するのである。

「私の決議案は次の通りである。すなわち、公平で正しいアメリカ課税策を〔アメリカ人に対する〕賦課 (*imposition*) によってではなく、許与 (*grant*) によって打ち立てることであり、彼らが平時には自らの政府を支持し、戦時には公的献金を拠出するよう植民地議会の法的権限を明確にすることである。さらに、この法的権限がこれまで誠意をもって有益に行使されてきた事実を確認するとともに、これまでの経験が許与の有益さと、財政調達の手段としての議会による課税 (*parliamentary taxation*) の無益さを立証してきた事実を確認することである⁽⁶⁴⁾。」

これがイギリスの歴史的経験に訴えて、そこから導き出されたバークの和解のための決議案であった。そして彼はこの全般的な決議案に基づいて、それを一層具体化した6つの基本提案を行うとともに⁽⁶⁵⁾、それら基本提案が受け入れられるならば、それに反するこれまでの法令はすべて廃止もしくは修正されるべきであるとして、タウンゼンド歳入法、ボストン港閉鎖法、マサチューセッツ統治法、裁判管理法の完全撤廃、およびヘンリー8世治世の大逆罪裁判法の修正を提案し⁽⁶⁶⁾、さらに公正で不偏不党な裁判を植民地に対して保証するために、上級裁判官の制度および海事裁判所の運用の改善を提案したのである⁽⁶⁷⁾。そしてバークはこうした計13の提案を行った後、予想される反対論を退け⁽⁶⁸⁾、かつまたノースの和解案を徹底的に論駁し⁽⁶⁹⁾、最後にアメリカ植民地の特権を承認して、雅量に基づく統治を行うことによって帝国の紛を再び強めるべきことをレトリックを駆使しながら次のように言うのである。

「植民地に対する私の拠り所は、共通の名称、同族としての血の繋がり、同じ特権、平等な保護から生起する緊密な愛情に他ならない。これらは空気のように軽いが、鉄鎖のように強靱な紛である。自らの市民権が諸君の統治と結びついているという理念を植民地が常に確信する限り、彼らはどこまでも諸君に依拠して諸君に愛着を抱くであろう。そして地上のいかなる暴力といえども、彼らのこの忠誠心を破壊する威力を持たぬであろう。しかし、諸君の統治と彼らの特権が別個の存在であり、両者は何ら相互関係なしに存在し得るということを彼らが一度認識するや、結合は解けて団結は弛み、一切の物は衰微と解体に向かって急激な進展を見せるであろう。

……政治における雅量が眞の叡知に通ずることは稀ではない。そして偉大な帝国と矮小な精神が両立することは難しい。もしも我々が自分の境遇を自覚し、この境遇と我々自身の価値にふさわしい地位を占めようとして渾身の努力を傾ける覚悟をするならば、我々は

アメリカに関する自分たちの国家的政策を、国教会の古くからの訓戒たる『諸君の心を天上に向けよ』というあの格言で始めなければならない。我々は、神の理法が我々に授け給うたあの信託の偉大さへと我々の心を向けねばならない。この高い天職の威厳に立脚しつつ、我々の祖先は、未開の荒野を輝かしき帝国へと変貌させ、人類の富や人口や幸福を破壊するのではなく、それらを増進させることによって、この最も広範囲で、しかも唯一の光栄ある征服事業を達成したのであった。我々がアメリカ帝国をこうして確立したのと同じ方法で、アメリカの収入をも獲得しようではないか。イギリス的特権こそは、今日ありとしあらゆる一切を作り出したその生みの親である。イギリス的特権のみが、今後もあり得べき一切の物を作り出すことができるであろう⁽⁷⁰⁾。」

バークの名前を高らしめた大演説は終った。この演説は、植民地の切り捨て論者であるJ・タッカーによって後ほど批判された⁽⁷¹⁾ものの、我々がすでに見たように、概ね好意的に受け入れられた。演説から2日後の3月24日、バークはいささか得意げに、親しい友人であるR・チャンピオンに次のような手紙を書いた。「私は決議案を水曜日の夜に提出しました。例によつて内閣が勝利を收めましたが、私は自信を持ってこう言つることができます。和平の主張が議員たちに受け入れられないということは決してなかつたと。私は、彼らが私の主張を支持し、また好意的に受け入れてくれているという印象を今回ほど強く持つことはありません⁽⁷²⁾。」

「従兄弟」ウィリアムも述べているように、この演説は印刷に付すよう人々から勧められた⁽⁷³⁾。そしてちょうど2カ月後の5月22日にドズリから刊行された⁽⁷⁴⁾。それを読んだロッキンガム派の中心人物の一人であるリッチモンドは、バークにこう書き送っている。「この前の貴方の演説を読みました。いくら賞賛してもしすぎることはありません。それは大変穩やかで控えめで理性的です。また公正で當を得ています。だから、どの部分を読んでも納得させられます⁽⁷⁵⁾。」

もっとも、バークの演説に賛辞を送ったのはバーク寄りの人たちであり、したがつて彼らの言葉をそのまま受け取ることはできないであろう。しかし武力衝突と帝国の分裂を回避するために、人々の良識や道義や正義感に、さらには感性や想像力に訴えたこの演説が、バークの幾多の演説の中でも最も優れた雄弁の1つであることは間違いない。この演説は、キケロのそれとともに、英語圏では雄弁の古典として長く学校教材に用いられ、広く学ばれてきたのであった⁽⁷⁶⁾。しかしながら、全力を傾注したバークの和解提案も、先に引用したチャンピオン宛書簡がすでに明らかにしているように、270対78という大差で否決された⁽⁷⁷⁾。そしてこの否決によって、武力衝突はいよいよ避けられぬ情勢となつた。確かに、この時期のバークはこれまでにない数々の譲歩案を提示しながらも、宣言法という、植民地に対する本国の至高の立法権は今なお固く信じており、その点で、バークの和解提案が大きな問題を孕んでいることは否定できないであろう。したがつて、彼の決議案が仮に議会を通過していても、

その内容では、もはや権利意識に目覚めたアメリカ人を完全に満足させることはできなかつたかもしれない⁽⁷⁸⁾。しかしたとえそうであろうとも、もしこの決議案が通っていたならば、少なくとも武力衝突を回避して、さらなる和解の道を探ることはできたかもしれない。しかしその道は完全に途絶えた。本国政府と本国議会は、その可能性を自ら潰してしまったのである。そしてバークの演説が行われて約1カ月後の4月19日、レキシントンとコンコードで運命的な戦いが起こったのであった。

注

- (1) *Parliamentary History*, vol.XVII, p.1273.
- (2) ケベック法をめぐる議会での審議の模様は、*cf. Debates of the House of Commons in the Year 1774, on the Bill for Making more Effectual Provision for the Government of the Province of Quebec*, ed. by John Wright (London: Ridgway, Piccadilly, 1839) ; *Parliamentary History*, vol.XVII, pp.1357-1400.
- (3) *English Historical Documents*, vol.X: 1714-1783, ed. by D. B. Horn and Mary Ransome (London: Eyre & Spottiswoode, 1957), pp.787-91.
- (4) Miller, *Origins of the American Revolution*, pp.369-76. ケベック法全般については、*cf. Donoughue, British Politics and the American Revolution*, pp.105-26.
- (5) *Sources and Documents*, ed. by Morison, pp.118-22 ; *Documents of American History*, ed. by Commager, vol.I, pp.82-84 ; *English Historical Documents*, vol.IX, pp.805-808. 斎藤 真・五十嵐武士 訳編『アメリカ革命』(研究社, 1978年), 100-104頁。
- (6) *Sources and Documents*, ed. by Morison, pp.122-25 ; *Documents of American History*, ed. by Commager, vol.I, pp.84-87 ; *English Historical Documents*, vol.IX, pp.813-16.
- (7) 第1回大陸会議が開催された背景や、会議でのいわゆる穩健派と急進派との間の論争等については、Miller, *op. cit.*, pp.379-92 ; Christie and Labaree, *Empire or Independence*, pp.197-213；有賀『アメリカ革命』, 67-76, 89-95頁, 斎藤 真『アメリカ革命史研究——自由と統合——』(東京大学出版会, 1992年), 80-82, 118-27頁参照。
- (8) *Sources and Documents*, ed. by Morison, p.119 ; *Documents of American History*, ed. by Commager, vol.I, p.83 ; *English Historical Documents*, vol.IX, p.806. 斎藤・五十嵐訳編前掲書, 101頁。
- (9) *Parliamentary History*, vol.XVIII, pp.80-82, 85-108.
- (10) The King to Lord North (11 September 1774), *Correspondence of George III*, vol.III, p.131.
- (11) The King to Lord North (18 November 1774), *ibid.*, p.153. さらに国王は、同日付の別なノース宛書簡でも次のように述べている。「〔問題となっている〕法令を停止するといったような考えは、想像し得る限り最も馬鹿げた考である。……我々は植民地人を支配するのか、それとも全く彼らに任せて彼らを外国人として取り扱うのか、そのどちらかでなければならない。」(The King to the Lord North [18 November 1774], *ibid.*, p.154.)なお我々は、このようなジョージ3世の強硬な姿勢を、11月30日の議会開会式における国王演説にも見出すことができよう。すなわちジョージ3世は、本国議会の権威を維持するのは大英帝国の威儀と安全と繁栄にとって極めて重要なことであり、したがってその権威を弱め、それを損なうすべての企てに対しては断固反対しなければならないと強調しているのである。*Parliamentary History*, vol.XVIII, pp.33-34.
- (12) *Ibid.*, pp.298-305.

エドマンド・バークとアメリカ革命（上）

- (13) *Ibid.*, pp.305-13, 316-17.
- (14) *Ibid.*, pp.319-22. なお、ノースが和解案を上程した前日の2月19日、ノースはバークに法案を提出するつもりである旨記した手紙を出している。Lord North to Burke (19 February 1775), *Correspondence*, vol. III, p.115.
- (15) *Parliamentary History*, vol.XVIII, p.338; Lord North to the King (20 February 1775), *Correspondence of George III*, vol.III, pp.178-79.
- (16) Cf. Benjamin Franklin to Joseph Galloway (25 February 1775), *The Papers of Benjamin Franklin*, ed. by William B. Willcox (New Haven: Yale University Press, 1959-82), vol.XXI, p.510; Richard Champion to Messrs. Willing Morris & Co. (13 March 1775), *The American Correspondence of a Bristol Merchant, 1766-1776: Letters of Richard Champion*, ed. by George H. Guttridge (Berkeley: University of California Press, 1934), pp.51-52.
- (17) *English Historical Documents*, vol.IX, pp.840-42.
- (18) *Parliamentary History*, vol.XVIII, pp.149-60.
- (19) *Ibid.*, p.167.
- (20) *Ibid.*, pp.161-62.
- (21) *Ibid.*, p.168. なお、大差で否決された理由の1つとして、チャタムとロッキンガム派との連携がうまくいっていなかったことが考えられる。バークも次のように述べている。「今日、チャタム伯は誰とも申し合わせしておくことなく、また誰にも連絡しておくことなしにボストンからの撤兵動議を提出しました。」「もしチャタム卿が然るべき人々に動議提出について通知していたならば、もっと多くの者が少数派に加わったことでしょう。」(Burk to the Citizens of Bristol [20 January 1775], *Correspondence*, vol.III, pp. 101, 103.)
- (22) *Parliamentary History*, vol.XVIII, pp.198-203.
- (23) *Ibid.*, pp.204-16.
- (24) Burke to the Committee of Correspondence of the General Assembly of New York (4 May 1774), *Correspondence*, vol.II, p.534.
- (25) Burke to the Committee of Correspondence of the General Assembly of New York (30 May 1774), *ibid.*, p.539.
- (26) *Debates of the House of Commons in the Year 1774*, pp.73, 85-90, 93, 171-72, 188-94, 195-97, 203, 206, 213-14, 216-18, 222-27, 230, 233-35, 239-40, 283-90; *Parliamentary History*, vol.XVII, pp.1366, 1385-86, 1391-93, 1397-99.
- (27) Burke to the Marquis of Rockingham (5 January 1775), *Correspondence*, vol.III, p.88.
- (28) *Parliamentary History*, vol.XVIII, pp.172-73, 177, 182-83, 187-90, 193, 195-97, 233, 262-64, 304-305, 335-37, 389-92, 396, 478-538.
- (29) Patrick Henry, "Liberty Speech (23 March 1775)." アメリカ学会訳編『原典アメリカ史』第2巻（岩波書店, 1951年), 138-42頁。
- (30) Burke to James De Lancey (14 March 1775), *Correspondence*, vol.III, p.137.
- (31) ダウズウェルの死後2, 3年間、ロッキンガム派の下院指導者は、名目的にはJ・カヴェンディッシュであった。
- (32) The Marquis of Rockingham to Burke (22 March 1775), *Correspondence*, vol.III, p.139.
- (33) Richard Burke, Sr. to Richard Champion (22 March 1775), *ibid.*, pp.139-40.

- (34) Burke to John Noble (21 February 1775), *ibid.*, p.118.
- (35) Burke, *Speech on Conciliation with America*, in *Works*, vol.II, p.171. 邦訳〈著作集(2)〉, 159頁。
- (36) *Ibid.*, p.106. 邦訳, 100頁。
- (37) *Ibid.*, pp.105-106. 邦訳, 100頁。
- (38) *Ibid.*, p.108. 邦訳, 101-102頁。
- (40) *Ibid.*, p.109. 邦訳, 102頁。
- (41) *Ibid.*, pp.109-26. 邦訳, 102-18頁。
- (42) *Ibid.*, p.120. 邦訳, 113頁。
- (43) *Ibid.*, pp.120-21. 邦訳, 113-14頁。「この理念とこの原理こそは、植民地があたかも自分の生き血のように諸君から受け継いだものである。諸君と同様彼らにとっても、自由への愛はこの課税という特定の一点に結びついて具体化された。……彼らは、この問題において自由の脈拍を感じ、この鼓動によって、自分たちが病氣であるか健康であるかを判断したのである。」(*Ibid.*, p.121. 邦訳, 114頁。)
- (44) *Ibid.*, p.122. 邦訳, 114頁。
- (45) *Ibid.*, pp.122-23. 邦訳, 115-16頁。「すべてのプロテスタンティズムは、たとえ最も冷静で受動的なものであっても、一種の不同意(dissent)である。しかし我が北部植民地で最も支配的な宗教は、抵抗の原理をさらに徹底化したものである。それは不同意の中の不同意(dissidence of dissent)であり、プロテントの中のプロテスタンティズム(protestantism of the protestant religion)である。この宗教は多くの会派に分かれているが、自由の精神の団体という点ではすべて共通している。この宗教は北部諸州の大部分で支配的である。そこでは、イギリス国教会はその法的権利にも拘らず、実際上は恐らく地域の人口の1割にも達しない単なる1会派にすぎぬ存在となっている。この精神が高揚していた時期に植民者はイギリスを離れた。したがって、この精神は移住者において最も強烈であった。そしてそれ以後、この植民地へ絶えず流入した外国人移住者たちも、その大部分はそれぞれ彼らの母国の国教に対する反対者から成り立っていたために、同様の気質と性格を持ち込んだのである。」(*Ibid.*, p.123. 邦訳, 115頁。)
- (46) *Ibid.*, pp.123-24. 邦訳, 116頁。
- (47) *Ibid.*, pp.124-25. 邦訳, 117-18頁。
- (48) *Ibid.*, pp.125-26. 邦訳, 118頁。
- (49) バークがこれら6つの要因を挙げるに当って、アメリカに関する幅広い知識を披瀝しているが、1757年に「従兄弟」ウィリアムと『植民地概説』を「合作」し、その第7篇で「イギリス領北アメリカ」(British North America)の叙述に関わったことが、ここで大いに役立っているように思われる。
- (50) *Ibid.*, pp.126-27. 邦訳, 119頁。
- (51) *Ibid.*, p.127. 邦訳, 119頁。
- (52) *Ibid.*, 邦訳, 同頁。
- (53) *Ibid.*, p.130. 邦訳, 122頁。
- (54) *Ibid.*, 邦訳, 同頁。
- (55) *Ibid.*, p.131. 邦訳, 同頁。
- (56) *Ibid.*, pp.130-35. 邦訳, 122-26頁。
- (57) *Ibid.*, p.136. 邦訳, 127頁。
- (58) *Ibid.*, p.139. 邦訳, 130頁。
- (59) *Ibid.*, pp.118-19. 邦訳, 111-12頁。
- (60) *Ibid.*, pp.139-40. 邦訳, 130-31頁。

エドマンド・バークとアメリカ革命（上）

- (61) *Ibid.*, pp.140-41. 邦訳, 131-32頁。
- (62) 例えれば、次のような文章の中にもその傾向を見出すことができよう。「和解の計画を立てる際、私は私自身の物の考え方を最も自然で最も理性的な状態に置き、過ちに陥らないですむ最も確実な方法を探ろうと努めた。私はまず、自分自身の能力に全面的な不信を抱き、私自身の思弁を残らず完全に放棄した。そして我々にかくも辛多き憲法とかくも繁栄を誇る帝国、さらに、それよりも何倍も貴重な財宝たる前者を生み出した統治の格律と、後者をもたらした政治的原理の宝蔵——こうした遺産を我々の手に残した我が父祖の知恵に対して深い崇敬の念を抱きながら事に当った。」(*Ibid.*, p.145. 邦訳, 136頁。)
- (63) *Ibid.*, pp.146-54. 邦訳, 137-44頁。
- (64) *Ibid.*, p.154. 邦訳, 144頁。
- (65) *Ibid.*, pp.155-63. 邦訳, 145-52頁。
- (66) *Ibid.*, pp.163-65. 邦訳, 153-55頁。
- (67) *Ibid.*, pp.166-67. 邦訳, 155頁。
- (68) *Ibid.*, pp.167-71. 邦訳, 156-59頁。寛大な処置は植民地人をつけ上がらせ、結局それは帝国の崩壊をもたらすであろうという考えに対して、バークはそれを批判して次のように言う。「イギリスの威風と栄光の重みで抑圧されさえしなければ、アメリカ人は決してそれに反する利害を持たないであろう。そして統轄的立法府 (superintending legislature) の行為が彼ら自身の従属的立法府の競争相手でなく、それを保護するものであることが理解されるならば、彼はむしろこれを敬愛する気持を持つだろう。私はこのことを確信し、全面的にそれを受け入れる。それゆえ私は、民衆を安樂ならしめることより生ずる彼らの不満については何一つ心配を感じない。無償の恩恵と寛厚な行為に基づき、我が200万の同胞に対して、私自身がこれまで誇りに感じてきた諸々の権利の一部を分かち与えることでこの帝国が瓦解するとはどうしても考えられない。」(*Ibid.*, p.170. 邦訳, 158頁。)
- (69) *Ibid.*, pp.171-76. 邦訳, 159-64頁。バークはノース和解案を4点にわたって論駁した後、次のように言っている。「この2つのものを比較してみよ。私が提案せんとするものは平明で単純である。いま1つのもの〔ノース和解案〕は、複雑で錯綜した迷路に満ちている。これは温和であり、あれは苛酷である。これは経験によってその目的達成に効果的であると立証済みであるに反し、もう一方は新しい思いつきである。これは普遍的であるのに対して、もう一方はある特定の植民地だけを対象としている。これがその宥和の効果において直接的であるに反し、他方は時間を要し、あてずっぽうでしかも偶然に支配されやすい。私の提案は支配的国民の威信にふさわしく無償かつ無条件であり、決して取り引きや売買の材料として提示されたものではない。私はこれを諸君に提案することによって、自分の義務を果たした。確かに、私は長口舌によって諸君を退屈させたけれども、これは自分の立場が何の影響力もふるい得ぬ結果として、ひたすら議論のみによって一步一步相手を説得せねばならない人間の不幸な宿命なのである。私は諸君の静聴に感謝する。願わくは、諸君が叡知に基づいて決定せられんことを。私自身としては、今日のこの演説によってすっかり心の重荷が軽くなった気持である。この主題に関しては、必ずやこれで将来諸君の忍耐を煩わせることが予防され得ると信ずるからこそ、私は敢えて諸君の忍耐を煩わせることを恐れなかった。私はこれまで、アメリカ問題の各段階で混乱を引き起こし、帝国の瓦解をもたらすような政策に対して一貫して反対してきた自己の実績を欣快に思う。今日、はからずも私自身の提案を諸君に披瀝するに至ったが、たとえ祖国に平和をもたらすことに失敗しても、せめて自分の良心に平和をもたらすことができるならば、私としてはそれで満足である。」(*Ibid.*, p.176. 邦訳, 163-64頁。)
- (70) *Ibid.*, pp.179-82. 邦訳, 167-69頁。
- (71) Cf. W. G. Shelton, "Dean Tucker's A Letter to Edmund Burke," *Studies in Burke and His Time*, vol.

X, no.2 (Winter 1968-69), pp.1154-61; George H. Guttridge, *English Whiggism and the American Revolution* (Berkeley: University of California Press, 1963), pp.81-83.; John G. A. Pocock, *Virtue, Commerce, and History : Essay on Political Thought and History, Chiefly in the Eighteenth Century* (Cambridge : Cambridge University Press, 1985), pp.159-67. 田中秀夫訳『徳・商業・歴史』(みすず書房, 1993年), 303-16頁。

- (72) Burke to Richard Champion (24 March 1775), *Correspondence*, vol.III, p.143.
- (73) William Burke to Charles O'Hara (7 April 1775), *Edmund Burke, New York Agent*, p.577.
- (74) Todd, *A Bibliography of Edmund Burke*, p.84.
- (75) The Duke of Richmond to Burke (16 June 1775), *Correspondence*, vol.III, p.171.
- (76) Cf. Faulkner, "The Literary Career of Edmund Burke," pp.211-12. なお、この『アメリカ和解演説』を18世紀の文学様式との関連の下に考察したものとして、Neill R. Joy, "Burke's Speech on Conciliation with the Colonies: Epic Prophecy and Satire," *Studies in Burke and His Time*, vol.IX, no.1 (Fall 1967), pp.753-72がある。
- (77) *Parliamentary History*, vol.XVIII, p.540; Lord North to the King (22 March 1775), *Correspondence of George III*, vol.III, p.188.
- (78) Cf. Carl B. Cone, *Burke and the Nature of Politics: The Age of the American Revolution* (Lexington: University of Kentucky Press, 1957), p.284.